

(1) 平成29年第3回市議会定例会の提出議案について（教育委員会関係）

議案番号	議案名	採決結果
議案第99号	(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について	可決 (全会一致)

議案審査：10月3日（火）文教委員会

◆議案第99号

〈〈質疑・答弁〉〉

特になし

〈〈審査結果〉〉

全会一致可決

(2) 平成29年第3回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

① 代表質問

	会 派	議員名	内 容	頁
代 表 質 問	自民党	原議員	橘官衙遺跡群の有効活用について	4
			共生社会の構築とパラムーブメントの推進について	4
			習熟度別指導について	4
			インクルーシブ教育システムについて	5
			教育プラン第2期実施計画策定における関係局との連携、調整について	5
			中学校給食推進事業について	6
			フッ化物洗口について	6
			教科書採択について	9
			主権者教育について	9
			公明党	川島議員
	いじめ問題について	11		
	教職員の働き方改革について	13		
	プログラミング教育について	13		
	学校トイレ洋式化について	14		
	ふれあいサマーキャンプについて	14		
	平和学習について	15		
	共産党	大庭議員	小学校給食の無償化について	16
			就学援助制度について	17
			少人数学級の拡充について	18
			教職員の多忙化解消について	19
			教職員の定数内欠員の解消について	20
			学校司書について	20
	進みらい	岩隈議員	放課後デイサービスについて	21
			学校における貧困実態調査について	21
			食育推進事業について	22

② 決算審査特別委員会
文教分科会

	会 派	委員名	内 容	頁
文 教 分 科 会	自民党	橋本委員	「ともに生きる」について	24
			体育館使用料について	25
	公明党	春委員	備品購入費について	26
			空調設備維持管理業務について	26
		岩崎委員	中学校完全給食について	35
			理科教育の振興について	36
	共産党	片柳委員	川崎区における市民館機能について	27
			大学奨学金について	29
			学校トイレの快適化について	30
		石田委員	学校図書館司書について	38
	夜間中学校について		40	
	民進みらい	木庭委員	地域の寺子屋事業について	31
			学校司書配置事業について	33
			社会教育使用料について	34
	無所属	飯塚委員	かわさき外国人教育推進資料について	43
			重富委員	教員免許状について
		いじめ重大事態について		45

総括質疑

	会 派	委員名	内 容	頁
総 括 質 疑	自民党	野田委員	子どもの体力向上について	47
			卒業証書の年号表記について	47
	民進みらい	露木委員	学校司書配置事業について	49
	無所属	重富委員	福祉のまちづくり条例について	50
			いじめ重大事態について	51

■ 代表質問（9月11日）自民党 ■

◆橋官衙遺跡群の有効活用について

◎質問

学校教育や生涯教育の観点からも、遺跡群の一つである橋樹郡衙跡地を有効活用して、吉野ヶ里遺跡のように、当時の様子に想いを馳せられるような、環境創りをしていくことができないのか、歴史的資源の利活用について伺います。

◎答弁

教育委員会といたしましては、国史跡橋樹官衙遺跡群を将来にわたり確実に保存・継承するとともに、史跡の価値と魅力を伝え、ひとづくり・まちづくりに広く活用していくため、史跡の適切な保存管理や活用についての基本方針の策定を、今年度末を目途に進めているところでございます。さらに、平成30年度には、この基本方針に基づき、具体的な利活用の考え方と内容等を示していく予定でございます。

なお、利活用等の検討にあたりましては、郷土の歴史や日本の古代史を体感できる場としての整備、ひとづくり・まちづくりの場としての整備等を目指し、引き続き学識者や文化庁等の関係機関から指導・助言をいただくとともに、地域の皆様の意見・要望を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

◆共生社会の構築とパラムーブメントの推進について

◎質問

教育委員会に於いても「かわさき教育プラン」第2期実施計画策定にむけた取組が進められています。基本的な考え方の中で、共生社会の構築とかわさきパラムーブメントの推進を掲げています。前述のような誤解を与えかねないような考え方を教育長はどのように捉えるのか伺います。

◎答弁（教育長）

共生社会を構築するためには、一人ひとりが得意な分野で能力を発揮するとともに、人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、互いの違いを尊重しつつ支え合うことが不可欠であると考えております。

また、誰もが社会参加できる環境の創出には、将来の川崎を担う子どもたちが、障害のある方をはじめとする社会的マイノリティに対して正しく理解し、思いやりの心をもって自然に行動できるようにしていくことが重要でございます。

そのため、特別支援学級の児童生徒、障害のある方や、高齢者の方などとの交流を通して、助け合い、共に生きていく社会を実現することの意義を体験的に学ぶことが大切であると考え、取り組んでまいりました。

今後も、「キャリア在り方生き方教育」や「かわさき共生＊共育プログラム」などの実践を継続する中で、日々の教育活動の充実を図り、多様性を尊重する社会をつくる子どもたちを育ててまいりたいと存じます。

◆習熟度別指導について

◎質問

基本政策Ⅱにあります、子どもたちの「確かな学力」を育むため、市内全小中学校に担当者を位置付け「習熟の程度に応じたきめ細やかな指導の研究に引き続き取り組んでいくとありますが、これまでの成果と課題そして先日発表があった平成29年度全国学力・学習状況調査の結果と照

らし合わせ、第2期実施計画策定にどう反映させていくか見解を伺います。

◎答 弁

はじめに、「習熟の程度に応じたきめ細やかな指導」についての成果と課題についてでございますが、各学校においては、これまでの研究推進校の取組等を踏まえ、学習状況や内容に応じた指導方法等を確立し、実態に応じた取組を進めているところでございます。これまでの取組により、全市的に授業の理解度について改善の傾向が見られ、算数・数学の授業の理解度が、5ポイント程度増加した学校がございました。今後は、個々の学力の状況を的確に把握し、全ての児童生徒が「授業が分かる」ことを実感できるよう、指導手法について検討を進めていく必要があると考えております。

次に、全国学力・学習状況調査の結果につきましては、全国と比較いたしますと、ほぼ同程度の結果となっておりますが、活用に関する問題については、良好な状況が見られております。引き続き、知識及び技能の確実な定着を図るとともに、思考力、判断力、表現力等を育成する必要がありますので、第2期実施計画期間においても重点的に取り組み、各学校の実態に応じ、「習熟の程度に応じたきめ細やかな指導」をより一層推進してまいります。

◆インクルーシブ教育システムについて

◎質 問

国が批准した「障害者の権利に関する条約」において、障害のある者とない者が可能な限り共に学ぶ仕組み「インクルーシブ教育システム」の構築が提唱され、本市の小中学校においても実施していくとあります。非常に素晴らしい取組で積極的に行っていくべきと考えますが、実際の現場においては困難に直面することも多くあると思います。円滑に推進していくため、どのように計画を実施していくのか伺います。

◎答 弁

本市では、共生社会の形成に向けて支援教育を学校教育全体で推進しているところでございます。支援教育は、障害の有無にかかわらず、多様な教育的ニーズのあるすべての子どもを対象として適切な支援を行うもので、推進に向けては「インクルーシブ教育システム」の構築は欠かせないものと認識しているところでございます。

その構築に向けては、共に学ぶための基礎的環境整備と合理的配慮の提供に関わる仕組みづくりが重要であると考えているところでございます。例えば、生活支援の視点から、移動や着替え等に支援が必要な児童生徒に対しては、学校のバリアフリーを進めるとともに、特別支援教育サポーターや補助指導員等の支援人材を一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切に配置することで、環境面を含めたインクルーシブ教育システム構築の円滑な推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

◆教育プラン第2期実施計画策定における関係局との連携、調整について

◎質 問

ほかの行政計画等と第2期実施計画をより実行性の高い計画とするよう、策定に向けて関係局との連携・調整を行ってまいりますとのことですが、具体的にどう連携を図って行くのか伺います。

◎答 弁

現行の「かわさき教育プラン」につきましては、平成27年度に始まる第1期実施計画期間の最終年度にあたり、現在、第2期実施計画の策定に向けて取組を進めているところでございます。

本市の教育を巡る状況といたしましては、「子どもの多様化するニーズ」への対応や「かわさき

パラムーブメントの推進」による共生社会の実現など、施策の推進に関し、関係部署との連携が重要となる課題も多くございます。

「かわさき教育プラン」は、市総合計画の分野別計画の位置付けを持つ計画でございますので、「第2期実施計画」の策定に当たりまして、引き続き、市総合計画の施策や事務事業との整合を図ってまいります。また、教育施策と関連する他の行政計画との間におきましては、教育プランに掲げる施策や事務事業を各計画中にも反映されるよう調整し、計画相互の連携を図ってまいります。

◆中学校給食推進事業について

◎質 問

次に、中学校給食推進事業について伺います。

市立中学校完全給食実施方針に基づき、給食施設等の整備・食育の検討等が進められ、9月4日南部給食センター対象中学校22校にて、給食の提供が開始されました。初日は地場産野菜「かわさきそだち」を用いた献立を採用し食育の実践がスタートし、今後の展開に注視する所であります。先ず、9月4日完全給食開始日の状況について見解を伺います。

また、12月からは中部および北部給食センターにおける給食提供開始がスケジュールされているところでありますが、現状と今後の対応を伺います。

特に北部給食センターについては近隣事業者からの行政訴訟への対応を要している状況でありますので、スケジュール等への影響はないのか伺います。

◎答 弁

はじめに、今月4日に、南部学校給食センターの配送対象校22校で完全給食がスタートいたしました。約13,500食の給食を調理し、22台の配送車により、各学校へ配送したところでございます。

この日に備え、調理及び配送の訓練、学校における配膳のシミュレーション、また、本番同様の試行給食を2回実施するなど、入念な準備を重ねてまいりまして、当日は、順調に給食を提供することが出来たと考えております。

また、給食実施にあたりましては、何よりも、子どもたちに喜んでもらえることが大切でございますので、美味しく健康的な献立を研究してまいりました。初日の献立には、JAセレサ川崎の御協力により、提供可能となった「かわさきそだち」のナスをはじめ、国産の野菜がたっぷり入ったミートパスタや野菜スープなどを提供し、生徒をはじめ、ご試食いただいた、農業関係者や、川崎市PTA連絡協議会の皆様からも大変好評だったところでございます。

今後とも、「健康給食」の名に恥じないよう、温かくて美味しい給食を提供していくとともに、より一層円滑な給食運営や食育推進が図れるよう、各学校との連携・調整を進めてまいります。次に、中部及び北部学校給食センターについてでございますが、それぞれ本年8月中旬に施設の建設が完了し、8月末には市に施設の引渡しを受け、予定どおり、12月からの給食提供開始に向け、開業準備を進めているところでございます。

◆フッ化物洗口について

◎質 問

川崎市歯科医師会も推奨するフッ化物洗口の有効性について、並びに他都市の取組が年々進んでいる現状への見解を伺います。

現在、市内の私立・公立別の、幼稚園・保育所・小学校・中学校等における集団フッ化物洗口の実施施設数を伺います。

また過去からの実施施設数の推移をお示し下さい。

◎答 弁

市立小学校・中学校の保護者を対象とした集団フッ化物洗口のアンケートにつきましては、実施した実績はございません。

集団フッ化物洗口の実施に関する検討につきましては、関係局や歯科医師等で構成される「川崎市歯科保健・医療・福祉推進協議会」などにおいて協議した経過はございますが、教育委員会といたしましては、全ての保護者から同意を得ることが困難であり、実施の有無が混在した場合の誤洗口、誤摂取の可能性があること、洗口を実施する時間の確保や洗口液の保存・管理を適切に行う必要があることなど、学校において一律に実施するには、課題があると考えております。

保護者に対する啓発につきましては、フッ化物洗口には触れておりませんが、保健に関するお便りなどを通じて、児童生徒のむし歯予防、口腔内の健康保持増進に関する啓発に努めているところでございます。

◎再質問

次に、フッ化物洗口について再度伺います。

平成26年から平成28年の間の実施施設数の推移を答弁頂きました。実施人数では約22万6千人、うち小学校では約16万人、中学校では約4万人が増加し、全国で着実に取組が進んでいる現状が確認できました。本市では、公立保育所で13施設、民間保育所で10施設へフッ化物洗口の支援及び歯科保健指導を行うための歯科医師派遣を行っているとの事ですが、それらの実施施設やその他の幼稚園、保育所、小中学校の保護者を対象にした、本市による集団フッ化物洗口に対するアンケートを実施したことがあるのか伺います。

過去の議論の中で、関係各局からは有効性について言及されており、検討や保護者への啓発などにも触れられていますが、改めて保育所や小中学校での集団実施について検討を行ったことがあるのか、あればその検討内容を、また保護者への啓発などの実績があればその内容をお示し下さい。

◎答 弁

市立小学校・中学校の保護者を対象とした集団フッ化物洗口のアンケートにつきましては、実施した実績はございません。

集団フッ化物洗口の実施に関する検討につきましては、関係局や歯科医師等で構成される「川崎市歯科保健・医療・福祉推進協議会」などにおいて協議した経過はございますが、教育委員会といたしましては、全ての保護者から同意を得ることが困難であり、実施の有無が混在した場合の誤洗口、誤摂取の可能性があること、洗口を実施する時間の確保や洗口液の保存・管理を適切に行う必要があることなど、学校において一律に実施するには、課題があると考えております。

保護者に対する啓発につきましては、フッ化物洗口には触れておりませんが、保健に関するお便りなどを通じて、児童生徒のむし歯予防、口腔内の健康保持増進に関する啓発に努めているところでございます。

◆教科書採択について

◎質 問

次に、教科書採択について伺います。

教科書は、児童生徒が共通して使用する主たる教材で、学校はもとより家庭での学習に於いても重要な役割を果たすものです。公立学校で使用される教科書の採択権限を有するのは教育委員です。したがって、それぞれの委員が職務を果たし教育委員会の合議等により責任を持って採択を行う必要があります。採択するにあたり教科書見本は基本的には教育委員の人数分が送付され

ることになっていますが、各教育委員はどのように活用されたのか伺います。

また、平成27年2月に文部科学省初等中等教育局教育課から「教科書採択の留意事項について」の文書が送付され教育委員に対して随時参照し、教科書採択にあたって留意する旨との事となっていますが、教育委員にはどのように周知徹底されたのか伺います。

平成26年には、法律が改正され、地方公共団体に「総合教育会議」が置かれる事になりました。この会議の中で教科書採択の方針について発言や話し合いは行われたのか伺います。

本市では、8月27日に来年度から特別の教科となる「道徳」の教科書採択が行われました。採択に至るまでの経緯、並びに他の教科書と比較した中でどのような理由をもって採択されたのか伺います。

本市が採択をした教科書を拝見した所、編集委員として鷺沼小学校校長の名前を確認しましたが、文部科学省、並びに県教委からの著作編集関係者について連絡があったと思いますが、それ以外の関係者は何人いるのか伺います。

また、それらの関係者は各社の編集委員として巻末などに明示されていませんが、理由を把握しているのか伺います。さらに、教育委員会として、各社の編集委員となった教員に対し、教科書巻末編集委員一覧への氏名記載を制限したのか伺います。

◎答 弁

はじめに、教科書見本の活用についてでございますが、小・中学校の教科書採択においては、各教育委員は、文部科学省発行の教科書目録に登載されている教科書について調査研究を行う際には、教科書見本を活用しているところでございます。その活用にあたりましては、教育委員が調査研究を行う専用の部屋を市総合教育センター内に用意し、すべての教科書見本を閲覧できる環境を整えているところでございます。

また、今年度につきましては、小学校の道徳の教科書見本を、調査研究のために各教育委員の自宅等にも送付したところでございます。

次に、教育委員への周知についてでございますが、平成27年1月29日付け文部科学省初等中等教育局教科書課事務連絡「教科書採択の留意事項について」につきましては、これまで文部科学省から示された通知等のうちポイントになるとと思われるところをまとめたものとされております。

本市使用教科用図書採択方針は、関係法令やこれらの通知等も踏まえた上で作成し、教育委員会会議において説明の上、議決を得ているところでございます。

次に、総合教育会議における発言等についてでございますが、これまでの総合教育会議におきましては、教科書採択の方針が協議事項として取り上げられたことはございませんので、これに関した発言や話し合いは行われていないところでございます。

次に、教科書採択に至る経緯についてでございますが、本年4月25日の教育委員会会議におきまして、「平成

30年度川崎市使用教科用図書採択方針」が議決され、5月10日に、教科用図書選定審議会に対し教科書の調査審議について諮問したところでございます。そして、同日、第1回教科用図書選定審議会が開催され、5月16日からは小学校道徳教科用図書選定調査研究会において、教科書の調査研究が行われております。

また、6月16日から8月9日にかけては、広く市民の方々に教科書をご覧いただくため、総合教育センターなど8会場におきまして、教科用図書展示会を開催いたしました。

そして、7月10日に第2回、7月25日に第3回の教科用図書選定審議会が開催され、調査研究会の報告も参考として、教科書の調査審議が行われ、その審議結果について7月31日に教育委員会へ答申されたところでございます。その後、8月27日の教育委員会会議におきまして、平成30年度に使用する教科書の採択が行われたところでございます。

また、採択の理由についてでございますが、本市の目指す道徳の方向性である、多様性を尊重した話し合い、また、一人ひとりが大切にされていることを実感できる話し合い等、児童が課題を持ち、考えを深めていく「考え、議論する道徳」の視点からの協議を踏まえ、教材の内容、挿絵(さしえ)、別冊ノート等装丁(そうてい)も含め、最もふさわしいものとの判断から、今回の採択となったところでございます。

次に、著作編集関係者の人数についてでございますが、編集委員1名のほかには、本市教員5名が編集協力者として、素材提供等に関わっているところでございます。

次に、著作編集関係者の氏名の掲載についてでございますが、「教科書の発行に関する臨時措置法」第3条では、教科書の末尾に「著作者の氏名」を記載しなければならないとされておりますが、著作編集関係者の記載につきましては、教科書の発行者が判断をしたものと認識しており、本市がその記載に関与した事実はございません。

◎質問

一社に複数の教員が編集委員として関わっているということ、しかも氏名を伏せているということを見ると、その発行会社と本市の道徳研究会の間に何らかの関係があると思わざるを得ませんし、市民目線から見れば癒着があると言わざるを得ません。教育長の見解を伺います。

◎答弁(教育長)

教科書発行者が教科書を作成する際に、日々の授業実践を通じて得られた教員の知見を反映することや、原稿の執筆・編集を教員に依頼することは、質の高い教科書を作成する上では、必要なことであると認識しているところでございます。

一方で、本市の教科書採択につきましては、教科書の著作者・執筆者が誰であるかに関わらず、教育委員会がその責任と権限のもと、本市で学ぶ子どもたちにとって最もふさわしい教科書を採択することが重要であると考えているところでございます。

今回の道徳の教科書採択につきましては、公開の場で、各教育委員が本市が目指す道徳の学習について十分に議論した上で、公正かつ適正に採択したものでございます。

◆主権者教育について

◎質問

次に、学校現場における主権者教育の具体的な取組と継続的に投票参加する今後の主権者育成について伺います。

任期満了に伴う市長選挙の投票日が10月22日早々に決定されているところです。18歳選挙権が適用されて初めての市長選挙であり、本市にとって極めて重要な選挙でありますので、このことを踏まえて教育長に伺います。

若年層の投票率が各種選挙で軒並み低いということから、昨年18歳選挙権が施行され、その直後の参議院議員選挙という事でマスコミも多くの報道をしました。また、この通常選挙における投票率が今後の試金石となるという意識を持ち、明るい選挙推進協議会や選挙管理委員会などが積極的に連携して「出前講座」や「模擬投票」などの啓発活動を推進した成果であると思いますが、このことが功を奏して、川崎市の18歳の投票率は60.9%で指定都市中第1位、19歳は52.2%で第2位という結果を生みました。この結果に一喜一憂することなく、更に前を見て地道に主権者教育を緩めず進めていくことが重要であります。今回の市長選挙に対する学校現場での主権者教育の具体的な取組について伺います。

主権者教育に求められる教育は、地域や社会の出来事を自ら考え判断し、主体的に行動する主権者を育てることにあると思います。また、主権者教育は、昨年参議院選挙への対応として重点的に行なわれた高校教育のみならず、小学校の段階から積み重ねによって意識を培い習慣付

けていくことが、最も重要と考えます。取組の現状と課題について伺います。

社会参加や政治参加への意識を醸成することが必要であります。学校現場において現実の政治的事象を扱う際に、公職選挙法上の選挙運動規制との関係や政治的中立の観点から、生徒による政策討論や教職員による判断材料提供方法など留意すべき事項が多く授業では扱いにくいと指摘する声もありますが、本市ではどのような対応をしているのか伺います。

本市には総務省主権者教育アドバイザーでもある市選挙管理アドバイザーがおりますが、その知見の活用も求められるところでありますので、見解を伺います。

◎答 弁 (教育長)

主権者教育の具体的な取組につきましては、5月の主権者教育担当者会や8月の主権者教育研修会におきまして、参加者が各学校での取組を考える活動を行っているところでございます。具体的には、選挙啓発ポスターを活用した選挙についての学習や、生徒会選挙と関連付けた選挙についての学習、地方自治における市長の役割についての学習等、各学校が創意工夫して取組を進めております。

次に、小学校段階からの取組につきましては、総合的な学習の時間で地域素材を取り上げ、地域社会への関心を高める学習や、社会科で本市の政治を取り上げ、これからの本市について考える学習等を行っております。

課題といたしましては、これらの活動の継続と、小学校段階からの主権者意識の醸成が挙げられますので、今後も担当者会等でこれらの取組の継続を呼びかけてまいります。

次に、政治的中立につきましては、担当者会等で児童生徒に指導するに当たり十分留意するよう周知するとともに、本市作成の主権者教育の手引きや文部科学省発行の副教材にも政治的中立の確保についての解説がありますので、教員が日頃から活用できるよう、校務支援システム上に掲載しております。

次に、総務省主権者教育アドバイザーの活用につきましては、他都市の取組状況等を踏まえ、調査研究してまいりたいと考えております。

■ 代表質問（9月11日）公明党 ■

◆子どもの貧困施策について

◎質問

かわさき教育プラン第2期実施計画策定にあたり、「川崎市子ども・若者生活調査」の結果を踏まえ、子どもの貧困に対する施策をどのように反映していくのか、教育長に見解と今後の取り組みを伺います。

◎答弁

「川崎市子ども・若者生活調査」におきましては、所得水準により学習の理解度や進学に関する意識に差異が生じている状況が把握されるとともに、「子どもの貧困」の問題を捉えるには、経済的な困窮状況だけでなく、家庭背景や生活状況などの様々な要因にも目を向けることが重要であるとの視点が示されております。

教育委員会といたしましても、すべての子どもたちが夢や希望を抱いて充実した人生を送ることができる、目指すべき社会の実現には、貧困の連鎖を断ち、一人ひとりの社会的な自立を促すことが重要であると考えております。

かわさき教育プラン第2期実施計画の策定に当たりましては、学校教育による学力保障や教育費負担の軽減を図るとともに、校内支援体制の構築、保健・医療・福祉等専門機関との連携を含め、子どもの置かれた状況に応じた支援策等を関係局区と連携して検討してまいります。

◎再質問

国では、切れ目ない学習支援事業を行うとしていますが、主な事業と本市での取組を伺います。

地域における子ども・若者の居場所づくりが重要との指摘がありましたが、学校にも家庭にも居場所が無い子どもたちへの支援として「子ども食堂」が展開されています。小規模で資金的にも厳しいことから、フードバンク等を活用した支援ができないか、取組を伺います。

◎答弁（教育長）

現在、国では、「困難を抱える世帯の子どもへの切れ目のない学習等の支援」として、ひとり親家庭向けの施策と「生活困窮者自立支援制度」が役割を分担し、小学校等から高校生に至る幅広い支援を講じることで、「貧困の連鎖」の防止の強化を図るとしており、高校における中退防止や家庭訪問の強化などの取組が含まれております。

本市の取組といたしましては、市長事務部局におきまして、現在、生活保護受給世帯の中学生を対象に、生活困窮者自立支援法に基づく「学習支援・居場所づくり事業」を実施するほか、新たに、ひとり親家庭の小学生を対象として、学習習慣を含めた基本的な生活習慣の習得を目的とする「ひとり親家庭等生活・学習支援事業」を予定しております。

また、教育委員会におきましては、学校教育による学力保障の観点から、小中学校における「習熟の程度に応じたきめ細やかな指導」の充実を図るほか、高等学校等における中途退学の防止と就労支援を目的とする「定時制生徒自立支援事業」に取り組むなど、教育・保健・医療・福祉等を所管する関係局区が連携し、重層的な支援を行っているところでございます。

◆いじめ問題について

◎質問

はじめに「いじめ問題」についてです。有識者による調査結果に基づき、国が定める「いじめ重大事態」に該当する本市の2事案が公表されました。共通する要因として教職員の意識改革、

情報共有、組織としての対応が指摘されています。いじめは絶対に許されないとの姿勢で本市はこれまで「いじめ防止基本方針」を策定し、早期発見、未然防止、情報共有、組織としての対応など、様々な取り組みを行ってまいりましたが、度重なるいじめの発生は大変残念と言わざるを得ません。あらたな事案に対する市長の見解を伺います。

◎答 弁（市長）

本市の小学校2校で起きました「いじめ重大事態」につきましては、児童の気持ちを受けとめられなかったこと、組織的な対応ができなかったことを、重く受け止めております。

今回、有識者による「いじめ問題専門・調査委員会」から示された、いじめの未然防止や早期発見・早期対応、再発防止の取組を確実にを行うことを、教育長及び教育委員会事務局に強く要請したところでございます。

今後も、本市のすべての子どもたちが、安心して学校生活を送れるよう願っております。

◎質 問

これまで本市は、各区に教育担当を配置し、さらに各小学校に専任の児童支援コーディネーターを配置して、いじめ防止に取り組んでまいりましたが、区役所地域見守り支援センターとの連携、情報共有、学校組織としての対応について明らかにしてください。

いじめ防止は、日ごろから児童と接している教職員の意識改革と保護者会への対応が重要と考えます。今後の取組についても伺います。

◎答 弁

教育委員会といたしましては、各区に区・教育担当を配置し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、日常的に学校から情報収集するとともに、地域みまもり支援センターの学校地域連携担当を併任することで、区役所各課や児童相談所、警察等とも連携を図り、対応しているところでございます。

教職員の意識改革の取組といたしましては、引き続き、校長研修や教頭研修、児童生徒指導連絡会議、児童支援コーディネーター研修会等におきまして、管理職をはじめ教職員一人ひとりが、いじめについて正しい知識をもち、本市や各学校のいじめ防止基本方針に沿った対応ができるよう、一層徹底を図ってまいります。

さらに、今年度中にリーフレット「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして」を作成し、各学校に配布するとともに、その活用を通して、区・教育担当が巡回訪問をする中で、指導助言していきたいと考えているところでございます。

今後も、いじめ防止対策推進法、市のいじめ防止基本方針に沿って、いじめの防止をすべての大人たちの問題であるにとらえ、保護者や地域の方々にも、ご理解・ご協力をいただきながら、いじめ防止対策を進めてまいりたいと考えております。

◎再質問

いじめ問題ですが、答弁では日常的に学校から情報収集を行い、地域見守りセンターに学校地域連携担当を併任させることによって対応をしているとのことですが、校長に自校でのいじめの認識がなければ情報共有や、チームとしての対応ができません。校長会等でのいじめの意見交換や情報共有と学校内でのチーム対応について再度伺います。

併せて、教職員の意識改革ですが担任教諭の孤立化を防ぐため教職員間の情報共有と学校全体としていじめへの対応が求められますが伺います。

◎答 弁

いじめに関する意見交換や情報共有につきましては、今年度、校長の研修におきまして、本市の「いじめ重大事態」の事例を共有し、その原因や対応について小グループで協議し、自校で同様の事案が起こった場合を想定した意見交換を行い、「学校いじめ防止基本方針」に沿って、校長がリーダーシップを発揮し、組織的に対応することを再確認したところでございます。実際の事例を用いたことにより、自校の児童生徒や教職員の様子を情報共有し、「いじめ問題」に対する認識が深まったと感じております。

今後も、各学校の校長がいじめを含む児童生徒上の課題について、情報共有できるようにするとともに、各区の教育担当が、校長の相談に、即時に対応ができるよう努めてまいります。次に、教職員の意識改革についてでございますが、いじめの未然防止、早期発見・早期対応には、全ての教職員が、あらゆる教育活動の中で、児童生徒の小さな変化を見逃さない感性を磨くことが大切でございます。

その上で、担任等が一人でいじめ問題を抱え込まず、管理職や学年主任、児童支援コーディネーターや生徒指導担当等に速やかに報告・相談でき、チームで対応できるよう、校長が日頃から学校全体で情報共有できる体制の構築や学校の風土づくりをすることが重要でございますので、教育委員会といたしましては、校長をはじめ教職員の意識改革を図るとともに、引き続き、学校支援に努め、学校と連携して、いじめ問題に取り組んでまいります。

◆教職員の働き方改革について

◎質問

教職員の「働き方改革」についてです。国では、忙しすぎる教職員の負担軽減対策として、教職員の増員、部活動の外部支援員や事務専任職員の導入を図るための予算を概算要求に盛り込みました。本市としてどのような展開が図られるのか、想定される具体的な事業について伺います。

◎答弁

教職員の長時間勤務が指摘される中、教員の負担軽減を図ることで、子どもと向き合う時間を確保することは、喫緊の課題であると認識しております。

本年10月、教職員の勤務実態を的確に把握するために、勤務実態調査を実施し、来年度にかけて結果を分析するとともに、先示された、文部科学省の平成30年度予算の概算要求を含む国の動向等も踏まえながら、本市の教職員の「働き方改革」に向けた取組を検討してまいります。

◆プログラミング教育について

◎質問

「プログラミング教育」についてです。

2020年度から論理的に考える力を養うことを目的としたプログラミング教育が必修化されます。昨年9月纏会の答弁では国から具体的な内容が示されてから検討されるとのことでしたが、自治体ごとの計画の策定が求められています。併せて、プログラミング教育には、ICT支援員の配置や情報機器の充実が必要です。今後の取組みを伺います。

◎答弁

本年3月に公示された新学習指導要領におきまして、論理的思考力を身に付けるための学習活動として、小学校段階におけるプログラミング教育について、取組の方向性が示されました。

これまで、本市におきましては、本年2月に開催した情報教育担当者会において、小学校段階でプログラミング教育が導入される背景や、その内容についての研修を行い、7月には、コンピュータやアプリケーションを活用した希望者向けの研修を行ったところでございます。

また、文部科学省から本年度中に発出予定の「小学校プログラミング教育指針」を活用するとともに、他都市の取組状況等、情報収集に努め、授業での検証を通して、学校が円滑にプログラミング教育に取り組むことができるよう、導入に向けての取組を進めてまいります。

なお、プログラミング教育の導入にあたりましては、学校への負担や混乱が生じないよう、既に整備している教育用コンピュータの活用や専門機関、外部人材等の活用も含め、支援のあり方についても検討してまいります。

◆学校トイレ洋式化について

◎質問

学校トイレの洋式化についてです。

熊本地震で被災された、障がい者の皆さんから「トイレが和式で使えず引き返した」との意見があったことや、被災者に対するアンケートでは、避難生活で不足したものは?との問いに、水・食料に続きトイレとの回答が多かったなどの報這もありました。

先の議会質問に対して「長寿命化と快適化事業」で洋式化を行うとの答弁を繰り返されていますが、10年かかることも明らかになっています。加速させるべきですが、見解を伺います。

◎答弁

学校のトイレにつきましては、便器の洋式化、床面の仕様変更による臭気対策、照明のLED化等を併せて行うことにより環境改善に取り組んでいるところでございます。

「学校トイレ快適化事業」では、平成28年度末で、1系統のトイレの快適化を93校で完了しており、今後も継続して取り組んでまいります。

また、避難所となる体育館も含めた、学校の全てのトイレの快適化につきましては、「学校施設長期保全計画」に基づき、平成28年度からトイレ工事を実施しており、便器の洋式化等を校舎6校、体育館6校で完了し、今年度は校舎12校、体育館8校で工事に着手しているところでございます。

今後につきましても、「学校トイレ快適化事業」及び「学校施設長期保全計画」を着実に推進するとともに、学校の実情を踏まえた対応を図るなど、学校のトイレ環境の改善に努めてまいります。

◆ふれあいサマーキャンプについて

◎質問

行政が主催する研修ツアーについてです。

金銭授受を行う募集行為が、旅行業法に抵触する懸念があることから、川崎市青少年地域間交流事業「ふれあいサマーキャンプ」の5つのコースが急遽中止されました。経緯と対応について伺います。

その後、観光庁から自治体が発関与するツアー実施に関する通達がありましたが、その解釈と今後の取組みについて伺います。来年度は継続可能なのか、見解を伺います。

◎答弁

本事業は、「本市の子どもたちが交流自治体との交流を通して、豊かな自然や文化等にふれ、心身ともに健全に育成すること」を目的に、「川崎市青少年地域間交流事業実行委員会」を設置し、平成2年から実施してきたところでございます。

本年6月、海老名市が主催したバスツアーが旅行業法に抵触するのではないかと新聞報道があり、募集方法等が本事業と類似していたことから、関係法令について確認を行いました。

旅行業法等では、旅行の募集や参加費用の収受は、観光庁長官又は都道府県知事の登録を受け

た旅行者でなければ取り扱うことができないこととなっております。

6月23日付けで神奈川県から通知があり、自治体も例外ではないとの内容であったことから、本実行委員会が旅行業の登録をせずに参加者の公募等を行うことは法に抵触するものと判断いたしました。

本事業を適法に実施するために検討を行いました。日程の都合により代替手法での実施は困難と判断し、6月28日に本実行委員会において中止を決定いたしました。

しかしながら、7月28日付けで県から新たな通知があり、「自治体を実質的にツアーの企画・運営に関与し、かつ、営利性、事業性がないものであれば、旅行業法の適用がないと解される。」と示されたことから、本事業についても旅行業法等の適用対象外と解され、これまでと同様に事業実施が可能であると考えております。

来年度の本事業の実施につきましては、県通知の中で示された観光庁からの留意事項等を踏まえ、実施に向け準備を進めてまいります。

◆平和学習について

◎質問

語り部として講演していただいた、本市在住の「川崎市鶴の会」会長の森政忠雄氏は、これまで、市内の小・中学校での講演は、1校のみとのことでした。平和学習の一環として、広く、語り部の話を聞く機会を拡大するべきと思いますが、見解を伺います。

◎答弁

各学校では、地域や学校の実態に応じて、戦争に関わる史跡や地域の戦争被害等を取り上げて調べる活動、地域在住者をはじめとした戦争体験者の話を聞く活動、平和な世界の実現に向けて自分にできることを考える活動等に取り組んでおります。

被爆者や戦争体験者の話を聞く機会は、子どもたちが戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶ上で大変重要であると考えておりますので、今後も、戦争や平和に関わる学習の一環として取り組んでいけるよう、教育委員会といたしましても、関係機関と連携を図りながら各学校に対して必要な情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

■ 代表質問（9月12日）共産党 ■

◆小学校給食の無償化について

◎質問

小学校給食の無償化についてです。

小学校における学校徴収金等の保護者負担額は、2015年度で給食費が年間4万2047円や教材購入費・PTA会費などで1学年平均5万5084円で、それ以外に1年生では入学時経費その他自然教室の積立など、6年生では卒業関係費・修学旅行費その他も加わり、6年間合計では38万6232円。それに加えて給食費の1食40円の値上げが打ち出され、来年からは年5万8047円にもなります。中学校では1学年平均3万634円で、1年生では入学時経費その他自然教室の積立など、3年生では卒業関係費・修学旅行費その他も加わり、3年間合計では26万6647円。さらに中学校では牛乳から完全給食の実施により3年間で新たに9万8千円も増えて一挙に3年間合計で36万4千円余。学校徴収金以外にも多額の部活動費用がかかっています。さらに小・中学校では、ランドセル、通学鞆、制服、体操着など、学校生活を送るために必要な様々な費用が自己負担でかかっています。親の所得は増えない一方で、義務教育で保護者負担が増え続けています。まして、子どもが2人・3人いれば大変な負担です。「義務教育は無償とする」という憲法の原則があるにもかかわらず、これだけの保護者負担があるというのは、あまりにも憲法から乖離した実態です。教育費の「保護者負担を軽減してほしい」という願いは本当に切実です。ですから今、全国で学校給食の無償化・補助している自治体が増え、全額補助が55市区町村、一部補助を合わせると417市区町村(24%)に広がっています。群馬県みどり市では、2017年4月から子育て世帯の経済的負担を軽減し、食育を推進していくため、給食費補助事業費2億6千万円を計上し、小・中学校の給食費を無償化しました。本来、義務教育の無償化は国がやるべきものですが、国まかせにできないと、せめて食育、教育の一環である学校給食の費用ぐらいいはと、独自で無償化に踏み出している自治体が広がっているのではないのでしょうか。保護者負担を軽減し、すべての子どもたちが等しく学校給食を食べることができるように、本市でも小学校給食費の無償化に踏み出すべきです。市長に伺います。

◎答弁（市長）

学校給食費につきましては、学校給食法等に基づき、食材費のみを保護者負担とし、その他の経費は公費で負担しているところでございます。

このことから、現在、学校給食費の無償化は検討していないところでございますが、経済的な理由で支払いが困難なご家庭には、生活保護制度や就学援助制度等が適切に活用されるよう、周知に努めてまいります。

◎再質問

経済的な理由で支払いが困難な家庭については、生活保護制度や就学援助制度の活用を促すとのことですが、それは、教育委員会としては当然のことです。いま問題にしているのは、収入にかかわらず、すべての児童生徒の保護者の負担の問題です。義務教育であるにもかかわらず、本市では学校徴収金等が、小学校6年間で、38万6232円、さらに来年からの給食費の値上げ、他にもランドセルなどの自己負担など、教育費負担が異常に大きいと指摘しているのです。こうした中、山梨県で、2012年から、早川町、丹波山村が、小中学生の教材費、修学旅行費と学校給食費などを全額負担し、実質、義務教育の無償化を実現しているのです。こうした自治体の動きを参考にして、憲法26条に謳う「義務教育の無償化」の趣旨に立ち返り、いまこそ川崎市でも小学校給食の無償化に踏み出すべきです。あらためて伺います。

◎答 弁（市長）

日本国憲法第 26 条第 2 項後段の「義務教育は、これを無償とする」とは、「授業料不徴収の意味と解するのが相当である」との最高裁判例が出されていることなどから、学校給食費の無償化につきましては、検討していないところでございます。

◎再々質問

小中学校における、保護者負担があまりにも大きい実態を示し、せめて、給食費の無料化に踏み出せないかと質問したのに対し、市長は、義務教育の無償化は、授業料不徴収のみとした判例を示して、無料化しないと冷たい答弁をしました。しかし、これは事態認識が誤っています。1962 年に、すでに法律ができ、授業料不徴収のみならず、教科書が無償化されています。憲法第 26 条に掲げる義務教育無償化の理想に向かって具体的に一步を進めたものでした。つまり、授業料の不徴収は最低限のものにすぎず、無償対象の拡充は、憲法の趣旨に沿うものです。このことは、すでに 50 年前に決着済みの議論です。さらに、学校給食法施行時の事務次官通達では、「自治体が食材費を負担することを禁止しない旨」を明記しています。だからこそ、食材費の公的負担をはじめ、学校給食を無料化する自治体が全国に広がっているのではないですか。福島県では、県教育長が無償化は学校給食法上問題ないとし、その実施は学校設置者の判断によると述べています。川崎市でも、保護者の生活実態に思いを寄せ、やる気になればできるはずです。伺います。

◎答 弁（市長）

私は、市長就任以来、「最幸のまち かわさき」の実現に向け、安心して子育てできる環境の整備を市政の重点課題ととらえ、待機児童対策の推進と、小児医療費助成制度の充実、中学校完全給食の実施に最優先で取り組んでまいりました。

子育て支援施策の中での総合的な判断として、小学校給食費の無償化は検討していないところでございます。

◆就学援助制度について

◎質 問

就学援助制度についてです。

県内では 7 割を超える自治体が、就学援助の基準を「生活保護基準の 1.3 倍」としています。本市も就学援助基準を 1.3 倍に引き上げるべきです。伺います。

文部科学省がこの間、中学校だけでなく小学校でも就学援助の入学前支給を補助対象にできるように要綱を改正し通知を行い、多くの自治体がそれを受けて入学前の支給に踏み出しています。入学準備のための費用は大変な負担です。現在 7 月に支給されている入学準備金を、中学校でも小学校でも入学前に支給するべきです。伺います。

また、横浜市などで就学援助の対象とされている体育実技用具費、生徒会費、PTA 会費などを援助対象に加えるべきです。伺います。

◎答 弁

本市におきましては、就学援助の認定に際し、生活保護を受給している「要保護者」に加え、生活保護基準額の 1.0 倍以下の所得を基準とした「準要保護者」に対し、就学援助費を支給しているところでございます。

各自治体が採用している生活保護基準額に乗じる倍率や、参照している生活保護の扶助の種類は、様々でございますので、単純な比較はできませんが、本市が採用している基準額は、要保護者に準ずる程度に困窮しているという観点から、必要な水準を満たしているものと考えております。

す。

次に、入学準備金に当たる新入学児童生徒学用品費についてでございますが、新たに小学校1年生となる就学予定者につきましては、未就学児の段階でその保護者へ周知し、申請を受け付け、認定を行い、就学援助費を支給することが必要となりますので、既に実施している他都市の事例を参考にしながら対応を引き続き検討してまいります。

また、新たに中学校1年生となる児童につきましては、既に就学援助の認定を受けている小学校6年生に対して支給費目を追加することになりますので、関係局と協議をしているところでございます。

次に、体育実技用具費等についてでございますが、教育委員会といたしましては、保護者負担を軽減するという観点から、今後、関係局と協議してまいります。

◎再質問

生活保護基準の1.0倍という本市の認定基準について「必要な水準を満たしている」との答弁でしたが、2016年度の就学援助需給率を見ると、小学生が20政令市の平均15.1%に対し川崎市は9.5%。中学生は政令市平均18.3%に対し川崎市は12.5%で経済的に厳しい世帯に手が届いていないことがうかがわれます。また政令市の中でも、さいたま市と神戸市は認定基準を生活保護基準の1.2倍、新潟市・浜松市・北九州市・福岡市・熊本市は1.3倍としています。こうしたことから見ても、本市の認定基準が必要な水準を満たしていると言えないことは明らかです。就学援助認定基準を1.3倍へと拡大すべきです。せめて神戸市と同じ1.2倍へと拡大すべきです。伺います。

◎答 弁

各自治体が採用している生活保護基準額に乗じる倍率や、参照している生活保護の扶助の種類は、様々でございますので、単純な比較はできませんが、本市においては、平成26年度以降、全世帯に対して就学援助の希望の有無を確認するなど、より一層の周知を図っているところでございます。

また、認定基準額を超過した場合につきましても、家計の急変や高額な医療費を支払うなど困窮の実態を考慮し、特別な事情があると認められた場合は就学援助費を支給しておりますことから、就学援助を必要とする世帯に対し、必要な援助が行き渡っているものと考えております。

◆少人数学級の拡充について

◎質 問

2017年度から、教職員給与財源が県費から政令市に移管され、義務教育の学級編制基準、教職員定数を定める権限が本市に移譲されました。移管を機に少人数学級を継続、拡充したのは13政令市に広がりました。私たちは、川崎でもゆきとどいた教育実現のため、全学年の35人以下学級を。移管を機にせめて小学3年と中学1年に拡大すべきと求めてきました。「総合計画第2期実施計画基本的な考え方」に、「学級編制基準の決定権等が神奈川県から本市に移譲された」「より一層子どもたちの実情に沿った学校運営ができるよう、教員定数の最適化に向けた検討を進め」とありますが、これは学級編制権限、教職員定数を定める権限を生かして、少人数学級も視野に入れて教職員を増やすとらえていいか伺います。

また、国の「指導方法工夫改善加配教員」を活用して、少人数学級を選択するのか少人数指導を選択するかについて、学校の学級編制権限を尊重すべきですが伺います。

◎答 弁

本年4月の県費負担教職員の市費移管により、給与負担事務と併せて、教職員定数の決定権限

が移譲されたことから、本市自らが加配定数の数や内容を判断できることになり、移譲された権限を有効に活用し、より一層、学校の実情に即した教職員配置を行っているところでございます。さらなる教職員配置の拡充に当たっては、国による義務標準法の改正を含む定数改善計画の策定、実施が必要となることから、引き続き国に強く要望してまいります。

また、少人数学級につきましては、各学校が実情に応じて、指導方法工夫改善定数を学級担任に振り分けて活用するなどして実施しておりますが、児童生徒の習熟度に応じた指導や、特別な教育的ニーズに対応するため、指導方法工夫改善定数を活用して少人数指導やチームティーチング等も実情に応じて選択できるようにしているところでございます。このように少人数学級を含めきめ細やかな指導が行えるよう、加配教員や非常勤講師を有効に活用しながら教育環境の一層の充実を図ることが重要であると考えております。

◆教職員の長時間多忙化解消について

◎質問

教職員の長時間多忙化解消及び定数内欠員の解消についてです。

10月を目途に教職員の勤務実態調査が行なわれます。教員の本来業務的な業務を見直し、教員以外の職員や専門スタッフと役割分担する目的の他、正確な勤務実態に基づく時間外勤務の把握をすべきです。伺います。

来年度からのICカード使用に向けての検討状況を伺います。

◎答弁

本年10月に実施を予定しております教職員勤務実態調査では、教職員の意識を調査するアンケート調査に加えて、タイムスタディ調査を実施いたします。

このタイムスタディ調査は、各教職員の1週間の勤務状況について、その業務内容を毎日、30分単位で記載するもので、25校程度の教職員を調査対象としております。

この調査により、教職員がどのような業務にどの位の時間を要しているかなど、正規の勤務時間以外の勤務を含め、1日をとらした業務の状況を詳細に把握できるものと考えております。

今後、この調査結果を分析し、教員の負担軽減に向けての改善策を検討してまいりたいと考えております。

次に、教職員の出退勤時間を把握する手法としてのICカード導入に向けた検討状況につきましては、現在、関係局と協議・調整しているところでございます。

◎再質問

教職員の長時間勤務の一因となっている給食業務について、このほど、文部科学省は、自治体が直接するよう求める方針を決めました。未納の保護者への督促や多額の現金を扱うことが教職員の心理的負担と長時間勤務の一因になっており、業務を移すことで負担を軽減するとしています。報道によると政令市では横浜、大阪、福岡の3市がすでに移管し、千葉市は来年4月から始めるとのことです。これまでも本市も給食業務を公会計化すべきと求めてきましたが、検討状況を伺います。

◎答弁

文部科学省は、来年度の概算要求で「学校給食費の徴収・管理業務に関するガイドライン」を策定するための経費を計上したところでございます。

公会計化につきましては、全市的な業務執行体制の整備や徴収管理システムの構築、収納率への影響、法的な対応などさまざまな課題がございますが、既に公会計化を実施した他都市の状況や、今後示される国のガイドライン等を踏まえ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

◆教職員の定数内欠員の解消について

◎質問

教員の定数内欠員が2015年度377人、16年度384人、17年度365人と2012年度以降は毎年300人以上もの欠員が常態化しています。1年任期で不安定雇用の臨時任用職員等で補充するやり方は、教育現場の正規職員に負担を押し付け産休・育休・病休の代替教員もみつからなくなるなど、こどもの教育環境にも重大な影響が出ています。前年度の教員採用試験で不合格となり、2017年度の臨時任用職員として採用された人は127人です。川崎市の学校で正規教員として働きたくて受験する多くの人を不合格にして、その人たちを臨時任用職員として採用して欠員補充するという矛盾したひどい採用方法を改め、正規教員の採用者を抜本的に増やすべきです。伺います。

◎答弁

教員採用候補者選考試験におきましては、本市における臨時的任用教員経験者等を対象とした特別選考試験を実施し、実践的な能力や経験に主眼を置いた選考を行っているところでございます。平成28年度に実施した選考試験の実績といたしまして、一般選考における受験者928名のうち最終合格者は248名、臨時的任用教員経験者等を対象とした特別選考における受験者331名のうち最終合格者は138名となっているところでございます。

本市における教員としての実践的な指導経験や子どもの教育環境に対する理解等を有する臨時的任用教員を育成し、正規教員として採用していくことは重要なことと認識しております。

今後も、計画的な欠員の縮減に向けて、臨時的任用教員経験者を含めた受験者全体の中からより多くの優秀な人材を確保することができるよう努めてまいります。

◆学校司書について

◎質問

先の「生きる力を伸ばす」の主な取組成果として、「学校司書を配置した学校における一人当たりの年間図書貸出し数が未配置校と比べて1.3倍に増えているほか、調べ学習や授業支援など、日常的に学校図書館の活用が図られた」とし、教育改革推進会議における意見内容では、「効果が現れているということなので全ての小学校への配置をめざしてほしい」と述べています。今後の取組として、全ての学校に学校司書の配置を推進する方向性を検討すべきと考えますが伺います。

◎答弁

平成27年度から開始いたしました「学校司書配置モデル事業」の実施校におきましては、児童一人当たりの貸出冊数や図書館の利用回数が増えているという結果が出ております。

また、学校司書が授業に使う図書資料の準備や授業内容に関する本の特設コーナーを設置するなどの学習支援を行うことにより、児童の学習活動や読書の幅が広がる等の効果も出ているところでございます。

今後につきましては、モデル事業の検証を十分に踏まえ、関係局とも調整を図りながら、小学校全校配置に向けて検討を進めているところでございます。

■ 代表質問（9月12日）民進みらい ■

◆放課後デイサービスについて

◎質問

障害者施策に関連して、「放課後等デイサービス」事業の改善に向けて、教育長に再々質問いたします。先の健康福祉局長への質問で、療育サービスを提供するにあたって事前に策定義務のある「個別の支援の計画」のあり方について、改善の方向が示されたところです。さらに本市独自の「ガイドライン」の来年度早期の策定も示されたところです。

さて、「放課後等デイサービス」事業所と学校との連携については、国のガイドラインの内容が双方で十分に周知されていない実態が明らかになりました。困みに厚生労働省のガイドラインにおける「学校との連携」の項目の第一に「子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、連携を積極的に図る必要がある」とあります。特別支援学校の在籍児童はもとより、支援級に在籍する児童にとっても、放課後の療育機関である「放課後等デイサービス」事業所でのサービスは重要ですし、保護者からの期待も大変大きなものとなっています。そこで、「事業所と学校との連携」を一層強化する視点から、支援が必要な児童に学校が作る「個別の教育支援計画」と放課後等デイサービス事業者が作る「個別の支援計画」を十分に適合させる作業を行うことを提案したいと思います。双方で作成した「個別の児童へのサービス内容」をしっかりと連携させることにより、対象児童の課業中と放課後に一貫した「療育サービス」を提供することができると考えました。保護者が「放課後等デイサービス」事業者のサービス内容をより理解し、対象児童により適した事業所の選択をする上での判断材料に資する利点も考えられます。学校の協力支援体制が欠かせません。これからの対応を伺います。

◎答弁

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、子どもの関わり方や活動内容に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて、関係機関が共有し、活用することが必要であると考えております。

また、放課後等デイサービス事業者が作成する「個別の支援計画」に、学校において作成される「個別の教育支援計画」が参酌されることは、支援を受ける児童生徒にとって有益なことと認識しているところでございます。

今後、健康福祉局において、放課後等デイサービスに関するガイドラインが示される予定でございますので、このガイドラインを踏まえた支援の在り方等について、検討してまいりたいと考えております。

◆学校における貧困実態調査について

◎質問

次に、今回の調査報告書において改めて「学校と福祉」の連携の重要性が指摘されました。「学校は、子どもを通じて家庭の様子を知ることができうる」と記述されております。学校における「貧困実態調査」を実施するようこれまでも求めてきました。対応を伺います。

◎答弁

「川崎市子ども・若者生活調査」分析結果報告書における「ヒアリング調査から把握された状況」では、「必要とされる支援や連携の在り方等」の一つとして、「学校と福祉の連携」が挙げられており、子どもの日常を通じた家庭状況の把握や情報の共有といった、学校の役割に対する見解が示されております。

学校は子どもたちが一日の大半を過ごす生活の場であり、そうした状況の中で共感的理解の視点から児童生徒一人ひとりに寄り添うことで、問題の背景にある課題の早期発見、早期対応の体制を整備しております。

また、教育委員会では、各区に児童生徒の生活環境の改善に取り組むスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉機関とのネットワークを活用した支援を行っており、今後、区・教育担当を通じ、「区役所地域みまもり支援センター」をはじめ、他の行政機関等との一層の連携・協力体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

今回の調査結果には、所得水準による学習の理解度や進学に関する意識に差異が生じている状況のほか、基本的な生活習慣の形成の格差との関連性等が指摘されております。

また、「まとめ」として、「子どもの貧困」の問題を捉えるに当たり必要と考えられる視点は、「経済的な困窮状況だけでなく、家庭背景や生活状況などの様々な要因にも目を向けることが重要である」、などの考察も示されております。

教育委員会といたしましては、本調査において子どもの生活実態等が把握できているものと考えておりますので、今後、この調査結果等を踏まえ、保健・医療・福祉等、各分野が連携した重層的な支援の一環として、学校をはじめとする教育の分野がしっかりと役割を果たしていくことができるよう、関係局区と協議・検討を進めてまいりたいと考えております。

◆食育推進事業について

◎質問

議案第 100 号一般会計補正予算「教育費国庫補助金」について伺います。

報償費の名目で 216 万円が提案されています。これは農林水産省が募集した補助率が 1/2 以内の食育推進事業、本市も 108 万円支出し、30 カ所あるうちの 2 カ所の寺子屋で食育に関する取組みを実施するということです。内容とアウトカムをどのように測定するのか伺います。

◎答弁

本事業につきましては、農林水産省の「地域の魅力再発見食育推進事業費補助」を活用し、食への関心を高め、食文化の理解を図るため実施するものでございます。

今回実施する事業におきましては、親子で一緒に学び、体験することで、各家庭での実践に結びつけ、家庭教育の一助とする機会としたいと考え、放課後の学習支援や土曜日等の体験活動を実施している「地域の寺子屋事業」と連携をして、体験活動の場として実施することを想定しております。

具体的には、著名な専門家を招くことで、より多くの親子の参加を募り、食文化や動植物の生態についての講演や、実際の動植物に触れる体験などを通じて、食材への理解を深め、日本の食文化などを学ぶ機会を提供したいと考えております。

事業実施後には、参加者に対して食に関する意識の変化などをアンケート調査するとともに、事業の様子についてホームページや教育だよりなどにおいて広報することにより、多くの市民の皆様へ「地域の寺子屋事業」への理解を深めていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

◎再質問

先ほども指摘しましたが、現状、寺子屋事業の実施は 30 カ所しかありません。今回農林水産省の食育推進事業を活用し補助金を含め 216 万円の予算で、寺子屋という形でこれを実施するのであれば、公平性の観点からも広い会場を借り、広く参加者を募るか、せめて寺子屋事業未実施校で開催すべきと考えます。確定はしていないということですが、1 校が中原区で今年 12 月、もう 1 校が麻生区で来年 3 月を予定しているということですが、「公平性の観点から実施形式を変

える検討はできないのか見解を伺います。

◎答 弁

本事業につきましては、「地域の寺子屋事業」と連携して、特別なプログラムとして実施することを予定しておりますので、今後、事業の実施方法などを検討していく中で、参加対象を広げ、より多くの子供達に豊かな体験の機会を提供できるよう、実施団体と調整してまいりたいと存じます。

また、体験の機会の提供につきましては、今後、「地域の寺子屋推進フォーラム」などの場を活用し、寺子屋未実施校の児童にも対象を広げて実施することなどについても、検討してまいりたいと存じます。

■ 決算審査特別委員会文教分科会（9月22日）自民党 橋本委員 ■

◆「ともに生きる」について

◎質問①

「ともに生きる」は、どれくらい作って、どういう所に配布しているのか。

◎答 弁

かわさき外国人教育推進資料Q&A「ともに生きる～多文化共生の社会をめざして～」は、日本人児童生徒と外国人児童生徒の双方にとっての豊かさにつながる多文化共生教育を進めるため、教員の参考資料として作成しております。

「ともに生きる」は、毎年1500部作成し、全ての市立学校、市民館、図書館、川崎市国際交流センター等に配布しております。

また、新規採用教員には、人権尊重教育を基盤とした多文化共生教育の理解を深めるために、一人一人に配布しているところでございます。

◎質問②

「ともに生きる」を用いて授業を行っているのか。

◎答 弁

「ともに生きる」は、教職員が、多文化共生教育の理解を深め、教育活動を円滑に行うための参考資料であり、児童生徒に対して直接に指導する資料として扱っているものではございません。

◎質問③

「日本は、異質なものを排除し、同質性を重んじる傾向がありました。日本は単一民族でもないのに、単一民族国家と思ひ込み、しかもそれを誇りとするような誤った考え方をする人が多くいました。」(P19)という内容はどのような考え方に基づいているのか。

◎答 弁

本市におきましては歴史的な経緯や様々な分野における国際化の動向を踏まえ、昭和61年に「川崎市在日外国人教育基本方針」を制定しております。

基本方針制定後10年経過したことを契機に、総合的に在日外国人教育を見直し、新たな展開をはかることを目的に、平成10年に「川崎市外国人教育基本方針」として改定いたしました。

「ともに生きる」は現行の「基本方針」における基本的な考え方に基づいて記載されているものと考えております。

なお、ご指摘の記載の経緯については、明らかにすることはできませんでした。

◎質問④

「ともに生きる」にある「同化」や「排除」といった記述を含め、このような状況が現在もあると教育委員会は考えているのか。

◎答 弁（教育長）

本市の教育においては、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置付けており、教育委員会といたしましては、「川崎市外国人教育基本方針」に基

づき、人権尊重、国際理解、そして多文化共生教育を進めているところでございます。

また、今年度発行した資料には「ヘイトスピーチ」に関する記述を加筆したところでございます。今後も社会環境の変化に応じて、文言の整理や資料の改定を行い、あらゆる人が相互の違いを認め合い尊重し合うことのできる地域社会づくりのための多文化共生教育を推進してまいります。

◆**体育館使用料について**

◎**質問①**

体育館使用料の徴収がスタートしてから3年が経つが、その後どうか。とりっぱぐれなどないのか。

◎**答 弁**

体育館使用料につきましては、「学校施設の開放に係る体育館電気代等の諸経費については、利用者に一定の受益者負担を求めることが望ましい」との包括外部監査の指摘を受け、平成26年1月から徴収を開始したものでございます。

利用者が、利用時間数に応じた金額の利用券をコンビニエンスストアで購入し、利用申込書に貼付するシステムとなっており、手続きの流れなどを御理解いただくまでに時間を要しましたが、手引きを作成してルールを浸透させるとともに、中止変更する場合の手続を簡略化するなど運用方法の工夫を重ね、現在はシステムが定着し、円滑に使用料を徴収できるようになっております。

◎**質問②**

徴収した金額はどれくらいになって、どのように使われているのか。

◎**答 弁**

使用料収入の実績額につきましては、平成28年度は20,965,425円 となっております。

ここから、コンビニエンスストアへの収納事務委託料や利用券の印刷費などを差引き、残りを小学校、中学校、特別支援学校の運営費として、充当しております。

◎**質問③**

体育館にはいろいろな種類の電球がついているが、使用料が変わってくるか。どのように使用料に反映されているのか。

◎**答 弁**

体育館の照明につきましては、メタルハイドランプ、ナトリウム灯、プラズマライト、水銀灯、LEDなど様々な種類の電球が使われておりますが、体育館だけの個別のメーターがついておらず、学校全体の電気代しか把握できないことから、市立小・中・特別支援学校全体の年間使用料金と電気使用量から、1時間あたりの電気料金単価を算出し、それぞれの学校の体育館照明の消費電力量を乗じた額を電気料金として算出しております。それに加えて、水道代と徴収経費を加えた額をもとに、学校ごとの使用料を設定しております。

◎**質問④**

一部参加者から月謝のようなものをもって活動している団体があるようだが、どのように考えているのか。教室のようなものをやっている団体があるという噂を聞くがどうか。

◎答 弁

学校施設有効活用事業は、地域の皆様のスポーツ、レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動などの場として、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放するという趣旨で実施しており、いわゆるサークル的な活動にご利用いただいております。

サークル活動の一環として、会員で会費を出し合い、外部から指導者をお呼びするようなケースも想定されますが、例えば、実費相当額を超える会費を徴収して行う教室等の継続的な活動などは、規則上「専ら営利を目的とするための利用」として、利用を許可できないこととなっております。

■ 決算審査特別委員会文教分科会（9月22日）公明党 春委員 ■

◆備品購入費について

◎質 問①

小学校・中学校・高等学校の管理費における備品購入費について伺います。その事業内容と実績について伺います。

◎答 弁

備品購入費で購入する備品につきましては、川崎市物品会計規則において、比較的長期間にわたって、その品質又は形状を変えることなく、使用保存に耐えるもので、取得価格又は評価額が2万円以上のものなどと規定されております。

平成28年度の決算額につきましては、小学校は、9,074万4,990円、中学校は、5,862万3,917円、高等学校全日制は、806万8,063円、高等学校定時制は、391万1,524円でございます。

学校における主な備品購入の実績としましては、グランドピアノ、ミシン、卓球台、耐火金庫、シュレッダー、テレビなどがございます。

◎質 問②

平成21年、国の補助事業「学校ICT環境整備事業」によって、全公立学校にテレビが設置されました。その入札時期と金額、設置台数を伺います。

◎答 弁

本事業は、「21世紀の学校にふさわしい教育環境の抜本的充実」のため、国庫補助及び地方向け臨時交付金により、わが国の経済的危機対策のなかで、学校のICT環境の整備推進を図ろうとするものでございまして、本事業の一つとして、すべての学校の普通教室や特別教室等で活用できるようデジタル放送対応のテレビを整備したところでございます。

入札日は平成21年10月22日で、契約金額は、地上デジタル放送対応プラズマテレビが、5,199台、8億1,283万7,655円

電子黒板機能付地上デジタル放送対応プラズマテレビが、168台、5,256万7,200円で合計5,367台、8億6,540万4,855円でございます。

◆空調設備維持管理業務について

◎質 問①

空調設備維持管理業務についてです。事業内容と実績を伺います。

◎答 弁

各市立学校に設置されている空調設備については、導入方式によりそれぞれ維持管理方法が異なっております。

はじめに、中央集中方式の機器については、冷温水発生機やクーリングタワーなどについて、専門業者の点検が必要となることから、年2回の定期点検を行い、併せて室内機のフィルター清掃を実施しております。

次に、ガスを熱源とする機器については、年1回の定期点検、室内機フィルター清掃の他、運転時間に応じた適切な保守・整備を実施しているところでございます。

また、PFI 事業で設置した機器については、年間2回の定期点検を行い、併せて室内機のフィルター清掃を実施しております。

その他、各部屋毎に個別に設置した機器についても、年1回のフィルター清掃を行っており、適切な維持管理に努めているところでございます。

◎質問②

中学校と小学校では別々のシステムで導入された経緯がありますが、その後の維持管理状況とチェック体制、故障時の対応について伺います。

◎答 弁

空調設備の不具合や万一の故障の際には学校からの報告を受け、ガス熱源方式の機器においてはガス事業者に速やかに修繕を依頼し、中央集中方式や個別に各部屋に設置した機器においても、市内の各修理事業者に、迅速に修繕の依頼を行っているところでございます。

また、PFI 事業により整備した機器については、受託事業者によって、点検、保守、修繕が行われており、月次、年次の報告書、四半期毎の定例会議等により、教育委員会において実施状況を確認しているところでございます。

それぞれ空調が設置された経緯や維持管理の方式により、修繕等の依頼先や点検方法が異なりますことから、今後もこれらの違いについて各学校に周知を図ってまいります。

■ 決算審査特別委員会文教分科会（9月22日）共産党 片柳委員 ■

◆教育文化会館、市民館のあり方について

◎質問①

これまで川崎区内の多くの中学校が、合唱コンクールの会場として、教育文化会館ホールを利用していましたが、大ホールの利用は今年度内で終了となります。教育文化会館とカルッツの利用料の差が大きいため、教育現場などでも不安の声が出されていると仄聞しています。合唱コンクールなど教育目的で利用する場合のこれまでの教育文化会館大ホールの利用料と、カルッツかわさきのホールの利用料について、それぞれお示し下さい。また、学校等の会場利用予約についても一定の配慮をすること必要だと思っておりますが、見解をうかがいます。

◎答 弁

教育文化会館大ホールを午前・午後を利用した場合の施設使用料は、10万1千530円、スポーツ・文化総合センターのホールを午前・午後で1階席のみ利用とした場合の施設利用料は、15万7千40円でございます。

両施設とも、使用に関する減免措置取扱要綱を定めており、学校教育法第1条による川崎市内の学校が、その事務、事業のために使用するときは、施設及び設備使用料の5割相当額を減額できることとしておりますので、学校が合唱コンクール等の事業で午前・午後を利用する場合の施設使用料は、教育文化会館大ホールが5万765円、スポーツ・文化総合センターホールが7万

8千520円となります。

利用許可の申請につきましては、利用日の属する月の12月前の月の初日から申請することができますが、「スポーツ・文化総合センターの特別承認申請に関する要綱」により、市の主催・共催事業については、事業決定日から事業実施日を含む16月前まで申請できることになっております。

◎質問②

教文の今後のあり方について2016年度にも検討されてきたとのこと。また、先頃示された「サマーレビューの課題一覧表」では、川崎区における市民館のあり方について「既存施設の活用を視野に検討」とれています。市民の中から「労働会館が既にあり川崎市体育館の後に『カルッツかわさき』ができたから、川崎区には市民館をつくらないということではないか」との心配の声が出されています。川崎区の市民館についてのこれまでの検討状況について、また既存施設とはどの施設を指すのか、以上2点についてうかがいます。

◎答 弁

今後のあり方につきましては、事業を取り巻く状況の変化を踏まえ、川崎区の社会教育・生涯学習の拠点として必要な機能や、既存施設の活用など効率的・効果的な手法等について検討を行っているところでございます。

検討にあたっては、労働会館や第4庁舎など近隣施設の状況も踏まえながら、様々な可能性について検証しているところでございまして、年内には方向性の案をお示しできるよう関係局と協議してまいります。

◎質問③

川崎区の皆さんからは「バドミントンの予約ができず困っている」「フラダンスの場所の確保がなかなかできないので対応できる部屋を増やしてほしい」「市民活動コーナーの競争が激しくて、なかなか希望の時間に利用できない」などの声をうかがっています。カルッツは全市の体育館という位置づけですし、労働会館は市民の労働意欲向上をはかることなどを目的とする施設です。川崎区には、区民が文化やスポーツをお金の心配なくいつでも使える施設、社会教育施設が必要不可欠です。2016年3月の川崎市社会教育委員会議の「地域をつなぐ拠点としての社会教育施設を求めて」という研究報告諮を拝見しました。「おびただしい数の公共施設が設置されている中で、市民館や図書館は、法的な根拠を持ち、設置目的が明確な施設という独自性を持って」おり、行政は、市民館・図書館を責任を持って設置し、市民の学習活動を保障する役割を担っているとしています。川崎区の市民館について「既存施設の活用を視野に検討する」とのことですが、他の目的を持つ既存施設の一部に併設したりするようなあり方ではなく、社会教育推進の「要」としての役割を果たせるような市民館のあり方とすべきと思いますが、教育長に見解をうかがいます。

◎答 弁 (教育長)

市民館につきましては、本市の社会教育・生涯学習を推進するうえで、市民の学習活動等を支援する重要な役割を果たしていると認識しているところでございます。

川崎区における市民館機能につきましても、社会教育・生涯学習の拠点として、市民のニーズ等に応えられる機能を有する施設となるよう、引き続き、検討を進めてまいりたいと存じます。しているところでございます。

◆奨学金について

◎質問①

本市で行っている無利子貸与の奨学金は、卒業後6か月据え置きの後、10年以内に均等償還する制度となっており、災害・疾病その他の止むを得ない場合は償還を猶予する、ということになっています。現在奨学金の返還している方が何人いるのか、滞納されている方は何人いてそのうち何人の方が償還を猶予されているのか、うかがいます。

◎答 弁

平成28年度末現在、本市の大学奨学金奨学生のうち、貸付金を償還中の者は97人、滞納者が11人、滞納者のうち、償還を猶予している者は4人となっています。

◎質問②

この間、雇用の流動化政策がすすめられ非正規雇用が大幅に増え、正規雇用の方の賃金も下がり続けています。学生支援機構によると、奨学金を滞納せず返還している人の中でも、「年収400万円以上」の方が2007年には半数以上いましたが、2012年には22%程度に半減しており、年収300万円未満の方は6割に上っています。奨学金の返済のため、結婚を躊躇していた私の友人からメールをもらいましたので紹介いたします。

父が失職したため、年間約100万程度の奨学金を無利子と有利子組み合わせて、学費文4年間で400万円を借りました。生活費はバイトで捻出。卒業後は正社員として就職したが、返済額は月約4万円。給料は手取りで月17万程度。返済しながら実家から出る余裕はなかった。学生時代からお付き合いしていた人がいて、結婚も考えていたが、話し合えば話し合うほど、「結婚は借金が無くなったらだね」と。実家も出れない状況で、子どもなどできたら大変だと。就職の8年後、親が退職金を貸してくれ、残りの約100万円を一括返済。少しずつ返す約束で結婚に至った。正直、奨学金を借りた時は「これで大学に通える」と喜びましたが、返済期間中は「なんでこんなもの借りたんだろう」と後悔した。

というメールでした。

本市の奨学金も標準的な4年間貸与の場合でも、毎年18万円あまりを返済し続けなければならず、かなりの負担となります。

学生支援機構の場合、返済が3カ月以上滞った場合には、金融業界の「ブラックリスト」に載せる、ということが問題になりました。いま述べたような経済状況をふまえて丁寧に対応すべきと思いますが、うかがいます。また、失業や生活苦などの場合についても「その他やむを得ない場合」に該当するものとして、償還を猶予するべきと思いますが、対応をうかがいます。

◎答 弁

滞納者への対応につきましては、文書により未納分の通知を奨学生本人及び連帯保証人に送付するほか、電話や訪問等により償還を促すなど、一人一人の状況を確認しながら丁寧に対応しております。なお、本市では、個人信用情報機関への情報提供は一切行っておりません。

償還猶予についてでございますが、川崎市大学奨学金貸付条例第11条において、「災害、疾病その他やむを得ない理由により償還が困難なとき」は相当期間奨学金の償還を猶予することができることとしておりますので、奨学生及び連帯保証人の所得状況や生活状況を書類や面談等により把握した上で、生活困窮等の実態を勘案し、やむを得ない理由により償還が困難と認められた場合は、償還猶予の決定をしております。

◎質問③

市のHPによると奨学金を延滞した場合の利息は10.95%となっています。奨学金返済で生活が破壊される若者の実態が社会問題となる中で、学生支援機構は延滞利息を2013年度までの10%から、2014年度以降は5%に下げています。学生・若者の深刻な生活難の実態をふまえ、延滞利息を引き下げるべきです。うかがいます。いくつかの自治体が給付型奨学金制度や、高額な大学入学金を支援する制度を創設していますが、本市でも検討すべきではないでしょうか、うかがいます。

◎答 弁

給付型奨学金の創設は、財源の確保が大きな課題でございますが、国における大学奨学金事業の実施状況や、他都市の状況なども踏まえながら、支給形態や資格要件、延滞利息等の見直しについて、引き続き検討を進めてまいります。

◆学校トイレについて

◎質 問①

2016年度決算期に学校トイレの快適化を行った学校の名前と決算額をお示し下さい。

◎答 弁

平成28年度に「学校トイレ快適化事業」を実施した学校は、殿町小、宮前小、小田小、西菅小、臨港中、桜本中、平中の7校でございます、
決算額は、2億9,793万8,110円でございます。

また、「学校施設長期保全計画」におきましては、京町小、夢見ヶ崎小、久本小、井田中、宮内中、東高津中において、校舎内の全てのトイレの快適化を実施したところでございます。

◎質 問②

小学校・中学校は災害時に避難所となりますが、体育館および体育館に近接しているトイレの便器の和式・洋式の数それぞれいくつずつでしょうか。また多目的トイレが体育館かその近くにない学校はいくつあるでしょうか。お示し下さい。

◎答 弁

はじめに、指定避難所となっている市立学校の体育館や体育館に近接しているトイレの便器の数につきましては、和式360基、洋式326基でございます。

次に、指定避難所となっている市立学校170校のうち、体育館、又はその近くに多目的トイレがない学校は、小学校38校、中学校17校、特別支援学校1校、高等学校4校でございます。

◎質 問③

多目的トイレが近くにない、という小学校が38校にのぼることです。

民間団体の調査では、「熊本地震直後の避難所で不便だったこと」との質問に、67%の方が「トイレ」と答えています。熊本や石巻の避難所管理者からは「小さな体育館に1か所あった温水洗浄便座つきの多目的トイレは高齢者と子どもに人気で、プライベート空間のない避難所で唯一ほめてもらえる快適な場所となっていた」「洋式トイレまでの距離が遠く、多くの高齢者が我慢してしまった」「高齢者は洋式でないとしても無理」などの報告がされています。

昨年4月の内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」では、「平時に利用している既設トイレが使用できれば、トイレの数を確保しやすくなる」とともに、個室確保の観点からも望ましい」「高齢者や障害者にとっては、和式便器の使用は極度に困難であるので、既設トイレを洋式便器化していくことが望ましい。特に避難所となる「施設の新設や大改修の際には、洋式

便器の設置や、災害時の水使用の観点から、節水型に置き換えていくことを推進すべきである」としてあります。さらに災害時のトイレの確保目標を定めていますが、和式便器はその算出数から除外し様式便器のみカウントする措置をとっています。

災害時に避難所となる学校体育館や体育館に近接するトイレの洋式化を進めるとともに、多目的トイレのない学校体育館については、速やかに解消するよう特別な計画を立てるべきです。うかがいます。

◎答 弁（教育次長）

多目的トイレの設置や便器の洋式化につきましては、「学校施設長期保全計画」に基づき、平成28年度から工事に着手し、便器の洋式化等を実施しているところでございます。

また、多目的トイレにつきましては、設置するスペースの問題もございしますが、可能な限り設置に努めているところでございます。

◎質 問④

この間のわが会派の質問に対し、総務企画局長は「校長室や職員室、保健室、給食室などの緒室、また廊下やトイレ、倉庫などの共用部分等を除く体育館及び全ての教室を対象に算出している」として、学校の教室なども避難者への対応に使用すると述べられました。

こうした災害への対応を前提とすれば、校舎内のトイレの洋式化も加速する必要があることは明らかです。東日本大震災で校舎の1階と体育館が津波被災し、校舎の2階から4階が避難所となった石巻市立湊小学校で、避難所対策本部長をつとめた庄司慈明さんに電話で聞きました。「食事は1日くらい我慢できても排泄は我慢することができない。だから避難所で真っ先に必要なのはトイレだった。避難所になった近くの公民館は和式トイレだったため、使用した高齢の女性が座ったまま立ち上がれなくなってしまい、狭い個室に長時間閉じ込められる事態になった。一方、湊小学校は震災の4年前に校舎の耐震化と教室含めて100%洋式化を終えていたことで、避難者の生命を守ることができた。」と述べていました。奈良県生駒市は「2018年度までに100%の洋式化」を掲げ、佐賀県鳥栖市も2019年度までに全小中学校のトイレを洋式化しLGBTへの対応のために男子トイレも個室化することです。東京都は2020年度までに公立小中学校の8割洋式化を掲げ、調布市91.4%、豊島区86.4%、港区79.6%と洋式化を進める自治体が増えていきます。災害時の対応も視野に入れて、学校トイレの洋式化を大幅に加速すべきと思いますが、うかがいます。

◎答 弁（教育次長）

学校トイレの改修につきましては、「学校トイレ快適化事業」において、1系統のトイレの快適化を実施しているところでございます。また、「学校施設長期保全計画」においては、校舎及び体育館の全てのトイレの快適化を実施しているところでございます。

今後につきましても、「学校トイレ快適化事業」及び「学校施設長期保全計画」を着実に推進するとともに、学校の実情を踏まえた対応を図るなど、学校のトイレ環境の改善に努めてまいります。

■ 決算審査特別委員会文教分科会（9月22日） 民進みらい 木庭委員 ■

◆地域の寺子屋事業について

◎質 問①

導入している各校の実施状況を見ると、同じ運営主体でも実施する学校によって回数、内容等に差がある理由について伺います。また、例えば日吉小学校は、JAセレサ、ソフトバンク、日本

電産など12回中11回に企業名が挙げられています。その他の学校も、企業がらみの取り組みが多い理由について伺います。

◎答 弁

地域ぐるみで子どもたちの教育や学習をサポートし、シニア世代の知識や経験を活かして多世代で学び合う生涯学習の拠点をつくることを目的に、平成26年度から地域の寺子屋事業に取り組んでおり、地域の団体に委託をして、放課後週1回の学習支援と土曜日等に月1回の体験活動を実施しております。

同一の実施団体が複数校で寺子屋を運営する場合がございますが、学校ごとに施設の状況や保護者の希望なども考慮しながら企画運営を行っているため、回数や内容等に違いが生じているところがございます。

また、本市には、企業や大学、或いは文化団体やスポーツ団体などたくさんの地域資源があり、社会貢献活動の一環として、寺子屋事業へ積極的にご協力いただいているところございまして、教育委員会からも各寺子屋に対して、企業や団体のプログラムを紹介しております。

各寺子屋の実施団体は、普段、学校や家庭では取り組めないようなプログラムを実施してほしいという学校や保護者からの要望も考慮しながら、体験活動を企画・運営しているところがございます。

◎質 問②

そもそも寺子屋の役割として保護者からは、体験学習より補習を望む声が圧倒的に多く、また未実施校の保護者からは、ワクワクを活用し、補習をメインとした寺子屋で構わないから早期に実施してほしいという要望があります。わくわくプラザ事業を活用し、早期に全校で寺子屋事業を開始することについて見解を伺います。

◎答 弁

寺子屋事業実施校において、開講前に実施しているアンケート調査では、学習支援を望む声と同じく、地域の方との交流を望む声も多く聞かれております。

寺子屋は、保護者を含む地域の多世代の交流の場となり、子どもたちが様々なことに興味関心を育むきっかけとなる場として、重要な機会であると考えており、引き続き、保護者の皆様のご意見も伺いながら、事業を推進してまいりたいと考えております。

また、わくわくプラザ事業とは、双方の事業の円滑な運営のために、各現場で情報交換を密にしながら連携を図っているところございますが、わくわくプラザ事業は、放課後の安全・安心な居場所の提供や、児童の健全な育成を図るものであり、寺子屋事業とは位置づけが異なるものでございますので、わくわくプラザを活用した学習支援の実施につきましては、様々な課題があると考えております。

◎質 問③

わくわくプラザによっては、学習指導者募集を行っているところがあります。しかし、例えば教員免許を持つ保護者からも「わくわくスタッフは時給が発生しているが、教育指導ボランティアは交通費程度の実質、無給というのであれば難しい」という意見もあるなど、人員確保が難しい状況と仄聞します。そこで寺子屋事業未実施校のわくわくプラザで教育指導を実施する場合に限り、寺子屋事業費として時給を手当てすることはできないのか見解を伺います。

◎答 弁

寺子屋事業は、教育を地域で支えるという発想のもと、地域が子どもたちを支援し、多世代で

学ぶ生涯学習の拠点をつくることを目的にしております。

子どもたちの学習や活動を支援する寺子屋先生には交通費程度の謝礼をお支払いしておりますが、寺子屋先生からは「子どもたちから元気をもたらえる」などの声が聞かれており、今後も、地域の皆様が次世代を育てる取組として、多くの方々に寺子屋事業にご協力いただきたいと考えております。

また、寺子屋の事業費をわくわくプラザ事業に活用することにつきましては、それぞれの事業の位置づけが異なることから、現状では困難であると考えております。

◎質問④

寺子屋事業について保護者と意見交換したところ、寺子屋以前にトイレの改修さえ行われていないことへの不満を訴えられました。公立校である以上、教育環境は平等であるべきと考えますが、寺子屋、トイレ改修、図書館司書など、これらを実施する場合、何を基準に導入先を選定しているのか伺います

◎答 弁

現在、各市立学校におきましては、保護者、地域と連携しながら、特色ある学校づくりを進めております。各学校における教育活動や各種の学校行事につきましては、学習指導要領に基づきつつ、それぞれの創意と工夫により様々な取組が行われております。

地域の寺子屋や学校司書の配置など、小学校全校実施に向けて検討を進めている事業や、トイレ改修のように全ての学校を対象とする事業につきましては、他の事業との関連性や学校事情等への配慮が求められる場合もございますが、基本的には、それぞれの事業ごとに最適な事業計画の下、各学校の状況等を勘案の上、教育環境の整備を計画的に推進してまいりたいと考えております。

◆学校司書配置事業について

◎質問

平成27年から実施されている学校司書配置モデル事業の内容と、学校司書に求める役割、モデル校での実績と効果について伺います。

◎答 弁

はじめに、平成27年度から実施しております学校司書配置モデル事業の内容についてでございますが、現在、学校司書をモデル校として、各区3校ずつ合計21校の小学校に配置しております。児童の読書活動の推進や学校図書館の活性化のために、それぞれの学校での効果を検証しているところでございます。

次に、学校司書に求める役割についてでございますが、学校司書は、それぞれの学校におきまして、児童が活動しやすい学校図書館の整備、授業に使う図書資料の収集、学習支援についての計画と実践等の役割を担っているところでございます。

次に、モデル校の実績と効果についてでございますが、現在、貸出冊数調査、校長や担任及び児童へのアンケート調査を実施するとともに、各区指導主事によるモデル校訪問を通して、検証しているところでございます。モデル事業の実施校におきましては、児童一人当たりの貸出冊数や図書館の利用回数が増えたことから、多くの児童が図書館に進んで足を運び、読書に親しむことができるようになってきていると考えているところでございます。

次に、学校司書の業務時間と回数についてでございますが、現在、学校司書は1回3時間、年間150回以内で活動しております。1回3時間としておりますのは、多くの小学校が図書の貸出を行っている「中休み」と「昼休み」の時間に業務ができるように考慮したものでございます。

また、学校行事等との兼ね合いを考慮し、週4日程度の配置を想定し、年間150回以内としているところでございます。

次に、本格事業に移行するに当たっては、図書担当教諭及び担任と学校司書との連携のために相談する時間の確保や、学校司書のよりよい学習支援の在り方等が課題であると考えているところでございます。

◆社会教育使用料について

◎質問①

説明によると当初予算額に対し約1500万円マイナスだった理由は、民家園や青少年科学館の利用が見込みを下回ったことが原因とのことでした。

青少年科学館での5年間の入館者状況を見ると、平成24年にメガスターが導入された年の36万7千人をピークに年々減り続け、平成28年度は28万3千人まで減少しています。また日本民家園は平成26年度の12万4千人が平成29年間で最高入場者数ということで、例年11万人程度で推移しています。この現状について、どのように課題認識し、今後の改善策はどのように検討しているのか伺います。

◎答弁

民家園におきましては、過去2年間の入園者数は11万人台後半を維持し、科学館におきましては、過去3年間の入館者数は28万人から29万人台を維持し、プラネタリウム観覧者数も11万人前後で推移しております。両施設とも、現状では、ほぼ一定の利用者数を維持しておりますが、利用者増加に向けた取組が課題であると認識しております。

これまでの利用者増加等に向けた特色ある事業といたしまして、民家園では、人形浄瑠璃や農村歌舞伎の公演、「夜の民家園」や古民家の旧所在地との交流事業などを行っており、科学館では、プラネタリウムでの「オーロラ上映トーク&ライブ」や「星空コンサート」のほか、文化賞受賞者の河原郁夫氏による「星空ゆうゆう散歩」などを開催しております。また、民家園と科学館の連携事業として、七夕やお月見デーなどを開催しております。

今後は、こうした取組を多くの皆様に知っていただき、確実に利用者の増加に結び付けていくことが大切であると考えており、生田緑地の管理・広報業務を担っている指定管理者とポスターやチラシなど各種印刷物のデザインや配布先の拡大など、広報業務の内容を点検・工夫するとともに、様々な広報媒体を効果的に活用した情報発信力の強化と施設の魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

◎質問②

青少年科学館や民家園などの施設では、専門的見地での効果的な展示方法や、魅力を引き出す手腕などの他に、市民に学習の機会を提供する教育普及活動も行う学芸員の存在は欠くことができないと考えます。

平成24年に科学館が新規オープンした際は、その巾自然科学分野の学芸員はいませんでした。青少年科学館、民家園ともに現在の学芸員の配置状況と、配置による効果について伺います。

◎答弁

民家園と科学館では、学芸業務の質や専門性を確保するとともに、市民ニーズに的確に responding いくため、平成26年度から民家園の民俗分野と科学館の天文分野・自然分野にそれぞれ1名ずつ任期付学芸員を配置しているところでございます。

学芸員の配置により、民家園では、子どもにも楽しみ学べる工夫を凝らした企画展示や様々な教育普及事業の内容の充実が図られております。また科学館の自然分野では、自然系博物館とし

て基本的な収蔵資料の整理保管が確実に進み、国内外から科学館の資料について検索できるようになるとともに、天文分野では、世界に1台しかない最新鋭のプラネタリウム「メガスターⅢフュージョン」の性能を活かした番組を企画・製作し、魅力的な投影を行っております。

いずれも、各分野に学芸員を配置したことにより、大きな成果をあげていることから、今後とも専門性と継続性を確保し、発展させていく必要があると考えているところでございます。

◎質問③

答弁もあるように、学芸員を配置したことによる効果があり、必要性についても述べていただきましたが、現状、今年は学芸員4年任期の最終年度となっております。今後も「専門性と継続性を確保し、発展させていく」ために、学芸員という存在を、市としてどのように評価し、配置計画に加えていくのか教育長の見解を伺います。

◎答 弁

学芸員につきましては、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどるものとされており。

民家園の民俗分野と科学館の自然分野・天文分野の学芸員につきましては、それぞれの専門性を活かした学芸業務を的確に推進してきており、重要な役割を果たしているものと認識しております。学芸員は登録博物館に必置の職でございますので、引き続き配置してまいりたいと存じます。

■ 決算審査特別委員会文教分科会（9月22日）公明党 岩崎委員 ■

◆中学校完全給食について

◎質問①

9月4日から待望久しかった中学校完全給食が、川崎市・幸区等で始まりましたが、実施に至る準備作業ですが、特に配送体制や各中学校の受け入れ体制について昨年度の取り組みを伺います。

◎答 弁

円滑な全校実施に向けた取組といたしまして、昨年度は、新入生・在校生保護者説明会や教職員を対象とした説明会を延べ96回開催し、献立や給食費などの給食内容や、既に完全給食を実施している東橋中学校等の実施状況などについて説明してまいりました。

また、職員の試走による配送計画の精査や、各学校の配膳室の配置状況等に応じた配膳員の配置の検討などの取組を進めてまいりました。

さらに、各学校におきましても、先行実施している自校・合築校や近隣小学校での給食実施状況等の視察や、時程の見直しの検討など、本年度の給食開始に向け準備を進めてきたところでございます。

◎質問②

実施後、感想を聞くと「温かくておいしい。皆と同じものを食べて嬉しい。話題も多くなった」と概ね好評です。

しかし何人かの保護者の皆さんからお聞きしますと「当日は校内の配膳への流れが生徒の理解不足で、全体的にパニック状態だった。ただ1年生は、小学校給食から半年しかたっていなかったため、2,3年生から比べると比較的スムーズであった」と答えています。

実施するにあたって試行を2日間行っていますが、少ないようです。12月から実施の中部・北部ではこのことを検証し、学年差なども加味し、万全の準備をすべきと思いますが、取り組みを

教育次長に伺います。

◎答 弁（教育次長）

今月4日より、南部学校給食センターが稼働し、配送対象校22校で完全給食を開始したところでございます。

この日を迎えるに当たり、各中学校では、給食を担当する生徒の委員会を新たに立ち上げるなど、配膳動線の確認作業や給食当番の役割分担等についてのルールづくりを行ってまいりました。また、こうした取組を支援するため、実際に使用する食器・食缶、コンテナ等を各学校に貸し出し、配膳シミュレーションを実施するなど、円滑な給食実施に向けて、学校と連携しながら準備作業を進めてきたところでございます。

本年12月から開始する中部・北部学校給食センター配送対象校におきましても、南部学校給食センター配送対象校と同様の事前準備を進めてまいりますが、特に、小学校給食の経験から時間が経過している2・3年生につきましては、丁寧かつ確実に準備を進め、万全の体制で給食が実施できるよう、各学校と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

◎質 問③

喫食時間ですがプラス5分に改善したと聞いていますが、現状とその効果を伺います。また配膳に関して、遠い位置の教室への配慮が必要です。取り組みを伺います。

◎答 弁

中学校給食実施に当たりましては、準備・片付け時間を除き、喫食時間20分間を確保するようお願いしているところでございます。

そのため、各学校では、十分な喫食時間の確保を図るため、午前の時程の繰り上げや、午後の時程を繰り下げるなどの工夫をして、時程の見直しを行ったところでございますが、今後につきましても、より円滑な給食運営が実施されるよう、各学校の配膳状況等を確認し、学校と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

◆理科教育の振興について

◎質 問①

理科観察・実験機器の整備が国庫補助事業の対象となっております。本市では1校当たり小学校は4万1千円、中学校は9万6千円として交付しているとのことですが、高校も含め算定根拠と補助金は上限まで活用しているのか伺います。また昨年度の具体的な整備実績を伺います。

◎答 弁

理科教育設備整備費等補助金は、地方公共団体等が、理科教育等を実施するための設備の整備等の事業を行う場合に、国がその経費の一部を補助するもので、補助率は二分の一となっております。

本市における理科教育振興事業費の1校あたりの予算額は、小学校4万1千円、中学校9万6千円、高等学校10万8千円となっておりますが、この金額には国の二分の一の補助が含まれているところでございます。

この予算額の算定根拠についてでございますが、小学校においては、理科の観察等で使用する顕微鏡が1台は購入することができる金額として設定しております。

中学校及び高等学校につきましては、小学校と比較して、理科の実験や観察が多岐に渡るため、必要となる機器が購入できるように、予算の範囲内で設定しているところでございます。

次に、補助金の活用についてでございますが、国からは補助金の上限について特に示されては

おりませんが、本市の予算の範囲内で補助金を活用しているところでございます。

次に、昨年度の具体的な整備実績についてでございますが、

小学校では、1校あたり約4万311円で

顕微鏡、人体模型、電子てんびんなど、

中学校では、1校あたり約9万4,117円で

顕微鏡、電源装置、真空ポンプなど、

高等学校では、1校あたり約9万3,342円で

超音波洗浄機、放射線測定器、薬品庫などを各学校において購入し、理科教育に活用しているところでございます。

◎質問②

国庫補助金の交付を受けるには理科教育等設備台帳が必要です。これにより使えない機器や古い機器を廃棄するなど、効率よく一元管理し、交付を受けることが可能ですが、実態を伺います。

◎答弁

各学校において、購入した理科の観察・実験機器について、年度ごとに品目や購入金額等を「補助金で購入したもの」、「補助金以外で購入したもの」、「廃棄等したもの」の区分に応じて理科教育等設備台帳に記載し、適正に管理しているところでございます。

この台帳により、各学校において計量器、実験機械器具、野外観察調査用具などの品目別に理科の観察・実験機器の整備状況を把握することができますので、学校ごとにさらに必要と考える器具等について、補助金も活用しながら購入しているところでございます。

学校では、教育活動が円滑かつ効果的に展開され、調和のとれた学校運営が行われるよう、年度当初に当該年度に必要な教材や校具等の購入について計画を立て、その計画に基づいて予算を執行しているところですが、教育委員会といたしましても、各学校において理科教育に必要な観察・実験機器の整備に向けて、引き続き補助金の活用と併せて予算の確保に努めてまいります。

◎質問③

本年3月に小学校・中学校の次期学習指導要領が告知され、理科教育において観察・実験が重視され、環境整備に十分することが盛り込まれました。教育長に見解と今後の環境整備の取り組みを伺います。

◎答弁

理科教育における観察・実験は、問題を科学的に解決するために必要な資質・能力の育成に不可欠なものでございます。各学校が充実した観察・実験を行うためには、この度の学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえた環境整備に取り組むことが大切であると考えております。

また、先端科学都市川崎に立地する企業や研究機関、大学と連携して、技術者、研究者の派遣授業を行うなど、本市の強みを生かした取組を進めるとともに、引き続き理科支援員の配置や中核理科教員の養成などを行い、理科授業における観察・実験の充実を図り、子どもたちが社会に出てからも、主体的に問題に向き合い、科学的に解決しようとするにつなげる理科教育の振興に努めてまいりたいと考えております。

◎質問④

「21世紀子どもサイエンス事業」について伺います。子どもの理科離れを防ぎ、科学に親しみ、科学に明るい子どもや市民を育成する事業と理解しますが、昨年度の主な事業内容と効果を伺います。

◎答 弁

本事業は、楽しく面白い体験的科学実験セット「ワクワクドキドキ玉手箱」を活用し、子どもの理科離れを防ぎ、科学に親しみ、科学に明るい子どもや市民を育成していくための事業として、平成14年度から始まったものでございます。

平成28年度の主な事業の実績といたしましては、学校や教育関係施設、町会等からの要請による「出前科学実験教室」を58回開催して約2,000人に、また、「実験工房」「わくわく！科学実験教室」等の体験学習事業や科学サポーター研修会等を延べ128回開催して、約7,000人の方々に参加いただきました。

また、毎年、かながわサイエンスパークで開催される川崎市内最大の科学イベント「かわさきサイエンスチャレンジ」に参画して「科学と遊ぼう！ワクワクドキドキ玉手箱」を実施し、2日間で約2,000人に参加いただきました。

本事業の効果といたしましては、参加した子どもたちや市民の皆様から「とても貴重な経験ができた。」「みんなが理解できるように丁寧に説明していただき、とても分かりやすかった。」、教員からは、「大変参考になった。」「今後の理科指導に活かしていきたい。」などの感想や意見をいただいていることから、21世紀子どもサイエンス事業は、身近に科学実験等を体験することで、多くの子どもたちや市民の皆様が科学の楽しさや面白さを知っていただく機会になっているものと認識しております。

◎質 問⑤

実験セット「ワクワクドキドキ玉手箱」を使用した「出前化学実験教室」は小学校・中学校・わくわくプラザなど多岐にわたっています。理科教育振興に地道ですが効果は大きいと考えます。ノウハウはできていますので、予算・講師等を付け運用を拡大すべきと考えますが取り組みを伺います。

また拡大のために、ボランティア講師を育成する「科学サポーター研修会」が開催していますが、その充実も必要です。取り組みを伺います。

◎答 弁

「ワクワクドキドキ玉手箱」を使った「出前科学実験教室」の開催につきましては、科学ボランティア団体と委託契約を締結し、年間60回程度実施しているところでございます。今後とも多くの皆様に参加いただけるよう、「出前科学実験教室」の周知を図り、予算の確保に努めながら、当該事業の積極的な活用を促してまいりたいと考えております。

また、「出前科学実験教室」を推進していくにあたりましては、科学ボランティアの高齢化による担い手の減少等の課題もあり、子どもたちに科学の楽しさを伝えることのできる指導者を育成していく必要がございますので、毎年「科学サポーター研修会」を実施しております。

今後とも、科学ボランティア団体の協力をいただきながら、研修会の内容をさらに魅力的かつ効果的なものに充実させるなど、指導者の増加とスキルアップに努めてまいりたいと考えております。

■ 決算審査特別委員会文教分科会（9月22日）共産党 石田委員 ■

◆学校図書館司書について

◎質 問①

「学校司書」配置モデル校において効果が認められ、代表質問の答弁では、今後、小学校全校

配置にむけて、関係局とも調整を図りながら検討を進めているとのことです。スケジュールについて伺います。

次に、総括学校司書は、司書等の有資格者による非常勤職員が、現在、各区5名で区内小中学校の「司書教諭や学校司書の支援」「学校図書館に関する助言又は提言」を行っています。中学校においても「学校図書館に常に司書がいる事を検討する」ことが必要と思いますが、中学校における今後の方向性を伺います。

◎答 弁

学校司書による学習支援では、授業に使う図書資料の準備や授業の関連本の特設コーナーを設置することにより、児童の学習活動や読書の幅が広がっております。

また、児童が学校司書から様々な本の活用の仕方についてアドバイスを受け、自主的に調べ学習が進み、学習・情報センターとしての機能が充実してまいりました。

平成28年度は、学校司書が、年度はじめに「学校司書年間活動計画」を学校の司書教諭とともに作成し、どの時期にどのような学習があり、どのような図書資料が必要かあらかじめ相談し準備をしております。今後も、学校司書と担任との連携をさらに進め、学習における学校図書館の活用を充実してまいりたいと考えております。

◎質 問②

本市の小、中全校に、非常勤職員で学校司書を配置した場合の経費について、2015年10月の請願審査の資料では、週4日・1日6.5時間で換算すると3億1,125万6千円となっております。常勤では13億2千万円です。これだけのお金で可能です。常勤を求めますが、せめて、非常勤の学校司書の配置を検討すべきですが今後の方向性含めて伺います。

◎答 弁

本市では、学校図書館において、地域人材の積極的な活用を図るとともに、図書ボランティアの研修機会の充実や、総括学校司書との連携を進めることによって、図書ボランティアの力量が高まってまいりました。このような背景もあり、現在、学校司書につきましては、図書ボランティア経験者をはじめ、教員経験のある方、総括学校司書経験者等を配置しております。

学校司書配置モデル事業実施校における検証結果からは、利用する児童数や貸出冊数の増加、児童の読書活動の広がり等の効果が表れております。さらに授業で使う資料や関連図書の紹介等、授業支援の取組も広がっております。

一方で、学校司書と図書担当教諭や担任との連携のために相談する時間の確保等が課題であると考えているところでございます。

こうした検証の結果を踏まえながら、配置回数等の改善につきましても、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

◎質 問③

答弁は、図書担当教諭や担任との連携のために相談する時間の確保等が課題であると考えていて、配置回数等の改善についてもさらに検討を進めて参りたいとのことでした。

2016年10月の、「専任、専門、かつ常勤の学校司書を計画的に配置すること」を求めた請願審査は、全会一致で採択です。是非、子どもたちの教育充実のために、学校司書が担当教諭や担任と連携する時間の確保のために、配置回数や時間数を増やすことについて見解と対応を伺います。また、計画的に前に進めるためにせめて非常勤にむけ検討することについても伺います。

◎答 弁（教育次長）

学校司書が、図書担当教諭や担任と相談する時間を確保することは、子どもたちの読書活動の充実を図るために、重要なことと考えております。

本格実施への移行にあたりましては、学校司書の配置回数の改善等について、関係局と協議しながら、検討を進めてまいります。

◎質問④

学校図書館法が改定され、国は、学校司書の職務は専門的知識及び技術が必要と判断していません。神戸市やさいたま市は、司書もしくは司書補の資格を有するものとしています。本市も今後について有資格の方向性を検討すべきと考えますが伺います。

◎答 弁

学校司書配置モデル事業実施校の検証結果からは、学校司書の資格の有無にかかわらず、児童のよりよい読書活動の推進につながっている等、学校司書配置による効果が表れていると考えております。

今後も国の動向を注視しながら、資質向上についての検討を重ね、学校図書館についての専門的知識及び技能を有する人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

◆学夜間中学校について

◎質問①

2016年5月の在籍人数、年度の最高人数になった月と最高人数を伺います。在籍生徒の平均年齢及び最高年齢と最年少の年齢を伺います。また、在籍生徒のうち、外国籍のかたの総人数及び国籍についても伺います。

◎答 弁

はじめに、平成 28 年度の西中原中学校夜間学級における決算額についてでございますが、教育活動の充実に向けた教材等の支援及び生徒募集に関する「中学校夜間学級運営研究事業費」23万 8,167 円、教材の開発・研究に関わる「中学校夜間学級調査研究事業費」5万 1,869 円となっております。

次に、同中学校在籍者に関する状況についてでございますが、平成 28 年5月時点での在籍人数は 27 名となっておりますが、最も多く在籍していたのは、平成 29 年2月、3月で人数は 31 名でございます。平成 29 年3月末時点での平均年齢は 33.5 歳、最高齢は 88 歳、最年少は 16 歳でございます。

また、3月末時点での外国籍の方の人数は 26 名、国籍は、フィリピン、中国、ネパール、韓国、マレーシア、スリランカ、タイの7か国でございます。

◎質問②

要項「3」で、修学年限を3年としている事についてです。

入学希望者の中には、国籍に関わりなく全くの未就学だった方や、小学校中退のかたもおられます。今回、基本指針では、小学校未終了者が中学校夜間学級等に入学を希望する場合は入学を認めるとし、小学校段階の学習もできる事が明示されました。さらに、年齢も高い場合は学齢者より修得に時間がかかるとおられます。実態に即して3年以上でも学べる事ができるような可能性を含め「原則として」等を付け加えるよう検討すべきです。伺います。

◎答 弁

本市では、夜間学級の修学年限を3年間としております。編入等の場合は残余の期間としてお

り、3年間に満たない方もいらっしゃいます。また、社会人として仕事をもちながら学ぶ方や家庭の事情によって、十分に出席できない状況の方もいらっしゃいます。

その方々の出席状況や学習の習得状況及び本人の意向に応じて、学校長の判断において修業年限を超えて在学できる原級留置の措置をとるなど、対応しているところでございます。

今後も本人の状況等を考慮しながら個々の事情に応じた丁寧な対応を考えてまいります。

◎質問③

要項の「6」、出席の状況が悪く、修学の見込みがない場合に、在籍をとり消し、再入学を認めないとしている事についてです。

社会人として仕事を持ちながら学ぶ人や、家族の養育や介護等に携わる人等、夜間中学生には、時によって、学ぶ意思があっても出席がかなわない状況になることがあります。高齢で病気になる事も考えられます。出席状況や修学の見込み不良で在籍を取消し、再入学を認めない事は義務教育の保障にふさわしくありません。削除の可能性含め文言の修正等再検討すべきです。伺います。

また、再入学を認めるべきですが伺います。

◎答弁

本市では、夜間学級に通学する生徒一人一人が仲間と共に学習していく中で、人とのつながりや生涯にわたって学習できる喜びを実感できるよう、教育活動を行ってきたところでございます。

夜間学級に入学した生徒の中には、家庭の事情や仕事の都合によって出席状況が芳しくない生徒がおりますが、学校は、面談や電話連絡、家庭訪問等を繰り返し行い、本人や家族と連絡をとるように努めているところでございます。

家庭の事情によっては、長期休業中等に帰国したまま、本人や家族と全く連絡が取れなくなるケースもございます。このような状況からやむを得ず、連絡が取れない場合は、在籍の取り消しをさせていただくこともございます。しかしながら、強い向上心をもち、再び学びたいと入学希望があり復学されたケースもありますので、今後も義務教育を受ける機会を実質的に保障できるよう、一人一人のニーズにこたえられるよう、夜間学級の充実を図ってまいりたいと考えております。

◎質問④

教職員の確保についてです。

夜間学級は西中原中学校の1学級ではありますが、生徒の年齢構成、国籍等が多様である上、保障されなかった基礎教育を改めて学ぶという特別な学びの場です。夜間学級の教職員配置にあたっては、多くの外国籍のかたも含め、事情に応じた個別の指導が求められます。さらに、夜間学級は随時入学であり、年度途中で生徒が増えて参ります。教職員定数を算定する基準時期である5月1日の生徒数は1年でも最も少ない時期に当たります、教職員の配置にあたっては、全校ひとまとめに考えずに昼と夜間を分けて夜間学級の特性に応じた学年の認定と安定した多くの専任教員の配置をすべきです。伺います。

専任教員のいない教科については、昼との兼任でなく夜間学級の時間講師を配置すべきです。伺います。

◎答弁

夜間学級の運営に当たりましては、多様な年齢や国籍等の生徒が在籍する夜間学級に対し、円滑な学級運営を行うことが出来るよう、今年度から専任教員を増員することで対応を図っているところでございます。また、兼任教員や非常勤講師を配置することで、教科のバランスを考慮

した教職員の配置に努めているところでございます。

◎質問⑤

夜間学級における給食の実施についてです。

夜間学級の授業が夜間であるため学校給食の対象とされていません。実態は生徒さんが、めいめいパン等を登校時に持って来て、食事をしています。仕事をしながら夜間中学で学習する生徒にとっては、健康上大変重要であるだけでなく、食育として大変重要な学習活動です。夜間学級でも早急に給食が実施できるよう検討を求めますが伺います。

◎答 弁

学校給食実施基準におきましては、原則として「授業日の昼食時に実施されるものとする」とされていることから、学校給食の対象とはならないものと考えているところでございますが、夜間学級の生徒の夕食の摂り方につきましては、他都市の取組状況等について、調査研究してまいりたいと考えております。

◎質問⑥

今の要項の改定は2016年4月で、今年2月のいわゆる「義務教育確保法」の施行前です。義務教育確保法は、不登校児や義務教育未修了者に対する夜間中学における就学の機会を保障するなど、全ての者に義務教育を受ける学習権の保障を謳い、国及び地方公共団体の責務を明らかにしました。答弁では、「修業年限3年」については学校長の判断において修業年限を越えて在学できる原級留置の措置をとっている。また、在籍の取り消しと再入学についても、やむを得ず、連絡が取れない場合は取り消すこともあるが、再入学の希望があり復学されたケースもあるとの事です。実際は出席状況、学習の習得状況、本人の意向に応じて丁寧な対応をいただいている事がわかりました。法律が改定されたのをうけて、基本理念に照らし要綱の修業年限に「原則として」を加筆、在籍の取消しと再入学についても、文言の修正など再検討すべきと考えますが伺います。

また、給食の実施ですが、その必要性は昼間の中学校となんら差はありません。夜間で学ぶ中学校においても通学する生徒の実態を把握し、西中原中学校とも相談し検討すべきです。伺います。

◎答 弁（教育次長）

十分な教育が受けられないまま中学校を卒業した生徒が改めて中学校で学び直し、義務教育を受けられる機会が保障されることは、重要なことと認識しております。

そのためにも、「西中原中学校夜間学級要項」の再検討につきましては、個々の生徒の状況や実態を踏まえ、学校の支援体制の整備を進めるとともに、他都市の状況等も調査研究してまいります。

次に、夜間学級における給食の実施についてでございますが、夜間学級は、在籍者の年齢層が幅広く、国籍も様々であり、また、社会人として仕事をもちながら学ぶ方、家庭の状況により十分に出席できない方など、様々な方が在籍されており、夜間学級以外の中学校と比較して状況がかなり異なるものと考えております。

このような西中原中学校夜間学級の生徒の実態や他都市の取組状況を踏まえながら、夜間学級における給食の必要性について調査研究してまいりたいと考えております。

■ 決算審査特別委員会文教分科会（9月22日）民進みらい 飯塚委員 ■

◆人権教育について

◎質問①

かわさき外国人教育推進資料の作成数と利用状況は。

◎答 弁

「かわさき外国人教育推進資料Q & Aともに生きる～多文化共生の社会をめざして～」は、毎年1500部作成し、全ての市立学校、市民館、図書館、川崎市国際交流センター等に配布しております。また、新規採用教員には一人一人に配布しているところでございます。

利用状況といたしましては、教職員が人権尊重教育を基盤とした多文化共生教育の理解を深め、教育活動を円滑に行うための資料として活用しているところでございます。

◎質問②

そもそも、どういう経過で作られたのか。

◎答 弁

本市におきましては歴史的な経緯や様々な分野における国際化の動向を踏まえて、昭和61年3月に、「川崎市在日外国人教育基本方針―主として在日韓国・朝鮮人教育―」が制定されました。その後、川崎市在日外国人教育検討委員会による編集を経て、平成3年に、教育委員会が「ともに生きる」の初版を発行いたしました。

その後、社会環境の変化に伴い、様々な国の人々が本市でも生活するようになったことなどを踏まえ、平成10年4月に基本方針を「川崎市外国人教育基本方針―多文化共生の社会をめざして―」に改定するとともに、「ともに生きる」の改訂版も作成し、毎年発行してきたところでございます。

◎質問③

新たに改訂されたヘイトスピーチについてどう教育現場で教えていくのか。

◎答 弁

本市におきましても、特定の民族や国籍の人々に対するヘイトスピーチによって、市立学校の児童生徒を含む多くの市民の心が傷つけられる出来事が起こりました。

教育委員会といたしましては、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されたこと等を受けまして、「ともに生きる」にヘイトスピーチに関して新たに加筆を行いました。

各学校が多文化共生教育の理解を深めるとともに、授業や学校行事等の中で、互いの人権を尊重し合うことをより一層大事にした教育活動の推進が図れるよう、周知に努めているところでございます。

◎質問④

教育長にヘイトスピーチを許さないことを宣言してもらえないか。

◎答 弁（教育長）

近年、日本国内では、特定の民族や国籍の人々を排斥することを目的とした差別的言動が計画・

実行され、深刻な問題となっております。ヘイトスピーチは人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではないと考えております。

教育委員会といたしましては、改めて、「川崎市外国人教育基本方針」や「かわさき教育プラン」に基づき、すべての子どもたちが異文化を理解し尊重し合い、ともに生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度を育むために、平成29年5月「本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育指導について」を教育長名で発出し、全教職員に周知を図るとともに、子どもの発達の段階に合わせた指導について徹底を図ったところでございます。

今後も、ヘイトスピーチは許されるものではないことの啓発を図り、多文化共生教育のより一層の推進に努めてまいります。

◎質問⑤

都市間交流について、11月25日から富川市の子どもが来川するが交流の計画と本市の支援は。

◎答 弁

平成8年の本市と富川市の友好都市締結を契機に、日韓両国の市民交流を促進し、友好親善を深める文化事業として、市民有志が中心となって川崎・富川美術交流展が毎年開催されているところです。

平成25年からは、美術交流に加え、両市の子どもがホームステイで互いに訪問し、異文化を体験しながら交流を深めており、平成26年には、富川市から児童が来日し、古市場小学校の児童と交流し、今年度は戸手小学校の児童と交流する予定と伺っております。

教育委員会といたしましては、より一層市民レベルでの取組が進み、子どもたちの友好親善と友情が深まることを期待しているところでございます。

■ 決算審査特別委員会文教分科会（9月22日）無所属 重富委員 ■

◆教員免許状について

◎質問①

何故、人事管理運営事業費の決算額が予算額を大きく上回ったのか。

◎答 弁

当初予算額240万5千円に対し決算額が4,051万5,291円となった主な理由といたしましては、平成26年度に発生した、教員免許状を偽造した教員を任用無効にしたことによる5年間分の給与等、及び、平成27年度に発生した、教員免許状の修了確認期限を誤認し教員免許状が失効した教員が失職したことによる1年1か月分の給与等について、給与負担者であった神奈川県に返還したことによるものでございます。

◎質問②

偽造や失効に対してどのような防止策を実施しているのか。

◎答 弁

はじめに、教員免許状の偽造を防ぐための対策につきましては、平成27年4月から新規採用の教員全員に対し、これまでの教員免許状の原本提示に加え、教員免許状の授与権者である都道府県教育委員会が発行している「教育職員免許状授与証明書」の提出を義務付けたところでございます。

次に、教員免許状の失効を防ぐための対策につきましては、平成28年度に今後免許状を更新

する教員に対し、所有する全ての免許状の情報提供を求め、既に教育委員会で把握している情報との整合性の徹底を図りました。また、職員情報システムを改修し、免許状の情報を取り込んで有効期間の表示機能を追加するなど、免許状の取得状況や有効期限を確認することができるよう整備し、取り込んだデータにつきましては随時更新の上、有効期限が迫っている教員をリストアップして、学校長を通じて個別に更新手続の依頼を行っているところでございます。

◎質問③

教員への制度理解を促進するために、10年目研修等を活用して直接教員に働きかけることはできないか。

◎答弁

平成21年4月から施行された教員免許更新制につきましては、平成21年4月1日以降に初めて授与された、いわゆる「新免許状」は、10年間の有効期間が付され、免許状自体に有効期間の満了の日が記載されております。それに対し、平成21年3月31日以前に授与された、いわゆる「旧免許状」は、修了確認期限の記載がなく、生年月日によって旧免許状保持者に個別に修了確認期限が割り振られております。このような新免許状と旧免許状の取扱いの違いが正しく理解されていないため、自分の教員免許状の有効期間や修了確認期限を把握しきれていないことが、課題の一つであると考えております。

教員免許更新制につきましては、これまでも年度当初の合同校長会議での説明や更新手続に関する通知により周知しているところでございますが、教員に直接伝えることは、制度理解の促進に有意義なものでございますので、総合教育センターで実施する法定研修の10年経験者研修を活用するなど、引き続き教員免許更新制の周知に取り組んでまいりたいと考えております。

◆いじめの重大事態について

◎質問①

いじめの重大事態について、事案の概要を教えてください。

◎答弁

本年1月に「いじめ問題専門・調査委員会」に調査審議を諮問いたしましたいじめ重大事態は、2事案ございました。そのうち、1つ目の事案につきましては、昨年の年度当初から、6月下旬までの間に、同じ学級の児童から嫌がらせや暴言、暴力行為等のいじめ被害を受けたという事案でございます。

担任は、学年全体が落ち着かない状況のなかで、日々、様々な場面で発生する問題行動への対応に追われ、適切な対応ができず、学校もいじめとして組織的な対応を行っていなかったものでございます。

6月下旬から7月上旬にかけて学校は、アンケート調査等で事実確認をしながら対応してまいりましたが、解消には至らず、本児保護者は、7月、「川崎市人権オンブズパーソン」に救済についての申し立てを行い、8月には、「市長への手紙」で、いじめの実態を訴えました。

9月からは、直接、区・教育担当が、本児及び本児保護者に関わりながら、学校と本事案の対応に当たりましたが、本児のいじめによる欠席が通算26日となったこと、また、登校できた場合においても、自分の教室に復帰できない状況が続いていたことから、本年1月に校長は、教育委員会に「いじめに関する報告書」を提出いたしました。

教育委員会は、本事案を「いじめ重大事態」に当たるとし、「いじめ問題専門・調査委員会」に調査審議を諮問し、本年7月に、同委員会からの答申を受け、市長に「重大事態調査報告書」をもって報告したところでございます。

2つ目の事案につきましては、被害児童や保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案し、非公表といたしました。

なお、現在、2事案の児童は、登校することができております。

◎質問②

学校が教育委員会に提出する「いじめに関する報告書」は、どのような場合において提出されるのか。

◎答弁

学校は、いじめを認知し、重大事態等に発展する可能性があるかと校長が判断した場合や所轄警察署と連携して対応した場合には、「いじめに関する報告書」を作成して教育委員会に提出することとしております。

◎質問③

報告書を作成する前の段階で、いじめを受けた保護者から重大事態での対応を求める訴えがあったらどうするのか。

◎答弁

児童生徒又は保護者から、いじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、「川崎市いじめ防止基本方針」に沿って、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たるとしております。

◎質問④

今回の重大事態において、1月17日の教育委員改定例会で「いじめ重大事態」として諮問したことを、市長に報告したのか。

◎答弁

「いじめ防止対策推進法」に基づいて、教育次長が市長に対し、学校で発生した事案をいじめ重大事態として取り扱う旨を報告するとともに、併せて教育委員会が「いじめ問題専門・調査委員会」に諮問したことを報告したところでございます。

■ 決算審査特別委員会総括質疑（9月29日）自民党 ■

◆子どもの体力向上について

◎質問

以前に比べ、子供が屋外で体を動かす機会が激減しており、体力低下が叫ばれています。日常生活が便利になればなるほど、その傾向は強まると考えられます。都市部においては屋外での場の確保が困難であることが指摘されていますし、地方においても、比較的体力面で優れていた一面がありましたが、昨今では通学にバスが利用されることがしばしばで、そのことによる体力低下が悩みとの話もあります。心身ともに健康であることの重要性は申し上げるまでもありませんが、本市では子供の体力向上にこれまでどのように取り組んできたのか伺います。

また、現状の取組と従来との取組との比較についても伺います。

昨今は、近隣小学校が集まって、いくつかの競技を行うミニ運動会のようなことが行われているようであります。その目的と効果について伺います。

以前本市では、市全域を対象とした「連合運動会」が行われていました。本市スポーツの聖地といわれる等々力陸上競技場において少年時に一生懸命に運動に打ち込む機会は大変貴重なものであります。かつての連合運動会を再び行うことの見解を伺います。

◎答弁

本市では、子どもたちが運動をする楽しさや、できる喜びを味わい、生涯にわたって運動に親しむための資質や能力を培うことができるよう、平成18年度から、休み時間等を活用した様々な外遊びや長縄跳びなどに取り組む「キラキラタイム」を実施しているところでございます。

「キラキラタイム」が定着してきたことにより、開始当初と比べますと、運動の日常化が図られるとともに、子どもたちの運動に対する興味・関心が高まり、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から、全体としては徐々に体力が向上していると考えております。

次に、「連合運動会」につきましては、平成17年度まで全市的行事として行われてきたところでございますが、安全上の配慮、会場への移動の必要時間等の理由から、平成18年度からは、市立小学校6年生の全児童を対象として、近隣の小学校ごとにブロックに分けた「小学校地区別運動会」に変更して実施しております。

「小学校地区別運動会」では、「キラキラタイム」等で培った運動の成果を発揮するとともに、競技を通じて近隣校の子どもたちとの交流や協力する楽しさを味わうことができる貴重な機会となっております。

また、等々力陸上競技場を会場として、「小学生陸上記録会」を「川崎市中学校総合体育大会陸上競技大会」のプログラムに組み入れ、約400名以上の6年生の児童が公式の競技場で競技できる機会を設けることにより、子どもたちに感動や運動することの喜びを与え、運動に積極的に取り組む契機としているところでございます。

◆卒業証書の年号表記について

◎質問

本市では、児童・生徒やその保護者の多様な文化的背景を考慮して卒業証書の授与日の表記については、小中学校165校中、約7割の113校では保護者が西暦表記を希望する場合に限り各学校の校長が判断した上で柔軟に対応しているとの事ですが、113校を確認するにあたっては、どのような調査が行われたのか伺います。

また、区ごとの学校数、変更理由、変更人数及びその決定を校長に委ねた法的根拠について伺い

ます。

併せて公立学校の卒業証書は、当該学校の全過程を終了したことを公に証明する公的文書なのか伺います。

また、西暦表記を認めた113校以外の52校については、どのような表記になっているのか伺います。

また、この52校は、保護者から授与表記の変更希望があってもそれに応じず元号表記で授与しているのか伺います。

公文書の取り扱いについては、これまでも様々な機会において研修等が行われてきたとの事ですが、研修内容について伺います。

さらに卒業証書の年号表記については、どのような研修が行われてきたのか伺います。

また、公文書の年の表記について、教育委員令に於いて、校長の職務及び権限上は、どのような規則となっているのか伺います。

◎答 弁

はじめに、市立小中学校において交付される卒業証書の授与日の西暦表記に係る調査方法についてでございますが、本年6月21日に、全小中学校165校へ電話にて問い合わせたものでございます。

次に、西暦表記について、児童生徒やその保護者の多様な文化的背景にも配慮し、希望に沿って柔軟に対応していると回答した学校の内訳についてでございますが、川崎区が25校、幸区が8校、中原区が21校、高津区が16校、宮前区が18校、多摩区が10校、麻生区が15校でございました。

なお、西暦表記とした人数につきましては、把握しておりません。

また、柔軟な対応についての法的根拠でございますが、学校教育法施行規則第58条及び第79条に基づき卒業証書の発行権限を有する校長が、その様式についても決定する権限があるものと考えております。

次に、卒業証書が公的文書かどうかについてでございますが、校長が職務上作成した文書でございますので、公文書に該当するものと考えております。

次に、卒業証書授与日の西暦表記について柔軟に対応していると回答した学校以外の学校における、卒業証書授与日の年号の表記方法についてでございますが、これらの学校につきましては、元号で表記されているものと認識しており、西暦表記について保護者から希望があった場合にも、元号で表記しているものと考えているところでございます。

次に、公文書の取扱いについての研修内容についてでございますが、新任教務主任研修や学校事務職員研修において、公文書の取扱いに係る研修を行っているところでございます。

また、卒業証書の年号表記につきましては、これまで特に研修の中で取り上げてきてはおりませんでしたので、今後、管理職研修や学校事務の取扱いに関する研修等の機会をとらえて、教職員の公文書の取扱いに係る意識の向上を図ってまいります。

次に、公文書における年号表記の根拠についてでございますが、本市におきましては、規則、要綱等で定める様式への年号の表記は、事務処理の統一性を図るため、原則として元号を使用しており、また、市民向けの刊行物等には、国際化の進展への対応や市民生活上の利便性を確保するため、可能な限り元号、西暦を併用して表記することとしているところでございますので、公文書につきましては、原則として元号を使用するものと考えております。

◎再質問

答弁では・卒業証書は校長が職務上作成した公文書であり、公文書については、原則元号を使用するものと考えているとの事でしたので、再度伺います。規則・要綱の定めでは原則元号表

記であり、可能な限り元号、西暦を併用した表記しているとの事ですが、この取扱いは、卒業証書についてもあてはまるのか伺います。結果として卒業証書の授与日については、現行のまま変わる事はないのではないのでしょうか、伺います。

◎答 弁

卒業証書の授与日への年号表記についてでございますが、卒業証書は、授与された者の一生の記念となりうるものでもございますので、児童生徒やその保護者の多様な文化的背景にも配慮し、各校長の判断により、可能な範囲で柔軟に対応しているところでございます。

今後とも、引き続き、児童生徒やその保護者の意向を踏まえながら、丁寧な対応を心がけてまいります。

■ 決算審査特別委員会総括質疑（9月29日） 民進みらい ■

◆学校司書配置事業について

◎質 問①

平成27年から実施されている学校司書配置モデル事業で、学校司書に求める役割とモデル校での実績と効果について伺います。

次に、モデル事業で司書の業務時間を3時間150回以内とした理由と、本格事業に移行する際に改善すべき点について伺います。

◎答 弁

はじめに、学校司書に求める役割についてでございますが、学校司書は、それぞれの学校におきまして、児童が活動しやすい学校図書館の整備、授業に使う図書資料の収集、学習支援についての計画と実践等の役割を担っているところでございます。

次に、モデル校の実績と効果についてでございますが、現在、貸出冊数調査、校長や担任及び児童へのアンケート調査を実施するとともに、各区指導主事によるモデル校訪問を通して、検証しているところでございます。モデル事業の実施校におきましては、児童一人当たりの貸出冊数や図書館の利用回数が増えたことから、多くの児童が図書館に進んで足を運び、読書に親しむことができるようになってきていると考えているところでございます。

次に、本格実施に移行するに当たっては、図書担当教諭及び担任と学校司書との連携のために相談する時間の確保や、学校司書のよりよい学習支援の在り方等が課題であると考えているところでございます。

◎質 問②

次に、総括学校司書について伺います。

平成26年に改正された学校図書館法によると、学校図書館の機能向上の役割を担う職員として学校司書を位置付け、学校に配置するよう努めることを定めています。さらに留意事項として「専門性が一層発揮できるよう継続的・安定的に職務に従事できる配慮が重要」とされています。本市で勤務する総括学校司書は、各区3人の21人が任用されていますが、非常勤職員であることから、これまでも「雇い止め」により最大5年間の任期を終えた優秀な司書が市外に流出してしまっている現状があります。今後本格実施するにあたり人材不足が懸念されますが、確保策を伺います。

◎答 弁

総括学校司書は、身分上は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤職員でござい

まして、その任期は原則として1年以内とされ、任用期間内の勤務成績が良好である場合には、その任用を4回に限り更新ができるものとされているところでございます。

しかしながら、任用期間満了時において、教育長が特に必要であると認めるときには、再度任用する等、学校図書館の環境整備の観点から、個別の状況に応じて、適切な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、総括学校司書が交代した場合におきましても、年間6回実施している総括学校司書研修会で、資質の向上を図るとともに、総括学校司書同士の情報共有の機会を設けることで、引き続き学校図書館の支援ができるよう努めているところでございます。

なお、総括学校司書によっては、任用期間を満了した後も、学校司書として継続して本市学校図書館のために御尽力いただいている事例もございますので、総括学校司書の任期満了の際に、学校司書としての活用を働きかけるなど、総括学校司書として培ってきた知識・経験を本市学校図書館に引き続き、生かしていただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

◎質問③

次に全校に学校司書が配置されるまでの間、未設置校を巡回し補完する立場を担い、司書資格を持たない学校司書の指導役でもある総括学校司書の身分について伺います。

学校図書館法で「専門性が一層発揮できるよう継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮が重要」と示すように勤務形態を非常勤から常勤に見直すことも必要と考えますが、見解を伺います。

次に、学校司書配置モデル事業は小学校21校で実施されていますが、今後の配置計画としてモデル実施校では継続し、尚且つ、残り92校全ての小学校で配置を目指し、目標としては、毎年20校程度としているということです。しかしながら、横浜市では「学校図書館の充実を図り、子どもの読書意欲の向上や情報活用能力の育成」を目指し、平成25年から28年までの4年間で全499校での配置を終え、平成29年度は約6億2千5百万円の予算を確保し実施しています。本市でも、子どもの教育環境における受益の格差解消を目指し、早期に全校実施に向け取り組むべきと考えますが見解を伺います。

◎答 弁

現在、非常勤職員として各区3名ずつ合計21名の総括学校司書が担当校を巡回しており、訪問の際に中学校の図書担当教諭との情報交換や、図書委員会活動への支援等を行っております。また、中学校図書担当者連絡会で学校図書館の活用等についての協議も行っているところでございます。

次に、総括学校司書の任用の在り方についてでございますが、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が本年5月に公布され、平成32年4月の施行予定となっておりますことから、改正法の趣旨を踏まえ、他都市の動向等を注視しつつ、臨時・非常勤職員に係る制度の構築に向けて、関係局とも連携しながら、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

■ 決算審査特別委員会総括質疑（9月29日）無所属 重富議員 ■

◆新川崎地区新設小学校について

◎質問

すでに設計が終わっていますが、現在工事が一時的に止まっている、等々力硬式野球場や、新川崎新設小学校の車いす使用者用トイレについては、もし対応が可能であれば、左右逆の配置に今後変更すべきではないか、と考えますが、見解を伺います。

◎答 弁

新川崎地区新設小学校につきましては、周辺の大規模集合住宅等の開発状況を踏まえ、平成32年度以降に開校することとし、平成27年度に実施設計図面を作成したところでございます。

実施設計図面は、法令に適合した内容でございますが、御指摘の多目的トイレ内の配置につきましては、今後、開校時期が決定した段階において、実施設計の修正を行う中で、検討してまいりたいと考えております。

◆「川崎市いじめ防止基本方針」の改定について

◎質 問

いじめの問題について、「学校いじめ防止基本方針」の内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明すること等、国の「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」に記載されている箇所が「川崎市いじめ防止基本方針」に記載されていない。

そこで、現行の「川崎市いじめ防止基本方針」の改定をすることが必要だと考えるが、見解を伺う。

◎答 弁

本市では、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌し、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「川崎市いじめ防止基本方針」を定めているところでございます。

本年3月に、いじめ問題に対して一層適切な調査等が実施できるよう「国の基本的な方針」が一部改定されたことから、本市におきましても、4月に「市基本方針」を一部改定しております。これまでも、各学校には、「市基本方針」を参酌し、策定した「学校いじめ防止基本方針」を毎年度見直し、その内容について、保護者や地域の方々に学校のホームページ等で広くお知らせするよう、指導してきたところでございます。

しかしながら、「国の基本的な方針」の改定の趣旨を含んだ内容の一部が、「市基本方針」に明記されず、「学校基本方針」に反映されていなかった箇所もございましたので、今後、御指摘の点や、学校での取組の状況を踏まえながら、「市基本方針」の改定を進めるとともに、併せて学校に対して「学校基本方針」の修正を指導してまいります。